

平成 2 9 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第3日）

12月15日（金曜日）午前10時00分 開 議  
午後 2時13分 閉 会

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
6. 竹 村 恵 一 議員  
7. 木 村 恵 議員  
日程第 4 議案第259号 赤平市特別職の  
給与に関する条例の一部改正につ  
いての委員長報告  
日程第 5 議案第260号 赤平市職員の給  
与に関する条例の一部改正につい  
ての委員長報告  
日程第 6 議案第261号 赤平市税条例の  
一部改正についての委員長報告  
日程第 7 議案第262号 赤平市立学校設  
置条例の一部改正についての委員  
長報告  
日程第 8 議案第263号 赤平市学校給食  
費の管理に関する条例の制定につ  
いての委員長報告  
日程第 9 議案第264号 赤平市子育て支  
援条例の制定についての委員長報  
告  
日程第10 議案第265号 赤平市道路占用  
料徴収条例の一部改正についての  
委員長報告  
日程第11 議案第266号 赤平市市営住宅  
条例の一部改正についての委員長  
報告  
日程第12 議案第267号 赤平市過疎地域  
自立促進市町村計画の一部変更につ

ついでにの委員長報告

- 日程第13 議案第268号 平成29年度赤  
平市一般会計補正予算  
日程第14 議案第269号 平成29年度赤  
平市国民健康保険特別会計補正予  
算  
日程第15 議案第270号 平成29年度赤  
平市後期高齢者医療特別会計補正  
予算  
日程第16 議案第271号 平成29年度赤  
平市下水道事業特別会計補正予算  
日程第17 議案第272号 平成29年度赤  
平市介護サービス事業特別会計補  
正予算  
日程第18 議案第273号 平成29年度赤  
平市介護保険特別会計補正予算  
日程第19 議案第274号 平成29年度赤  
平市水道事業会計補正予算  
日程第20 議案第275号 平成29年度赤  
平市病院事業会計補正予算  
日程第21 議案第279号 赤平市議会委員  
会条例の一部改正について  
日程第22 選挙第 16号 滝川地区広域消  
防事務組合議会議員の選挙につい  
て  
日程第23 意見書案第54号 教職員の長時  
間労働是正を求める意見書  
日程第24 意見書案第55号 日本国憲法第  
9条改正に反対する意見書  
日程第25 意見書案第56号 森友・加計学  
園の疑惑の徹底解明と説明責任を

- 果たすことを求める意見書
- 日程第 2 6 意見書案第 5 7 号 消費税 1 0 % への増税中止を求める意見書
- 日程第 2 7 意見書案第 5 8 号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書
- 日程第 2 8 議席の一部変更について
- 日程第 2 9 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 日程第 3 0 閉会中継続審査の議決について

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 2 5 9 号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 5 議案第 2 6 0 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 6 議案第 2 6 1 号 赤平市税条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 7 議案第 2 6 2 号 赤平市立学校設置条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 8 議案第 2 6 3 号 赤平市学校給食費の管理に関する条例の制定についての委員長報告
- 日程第 9 議案第 2 6 4 号 赤平市子育て支援条例の制定についての委員長報告
- 日程第 1 0 議案第 2 6 5 号 赤平市道路占用料徴収条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 1 1 議案第 2 6 6 号 赤平市市営住宅条例の一部改正についての委員長報告

- 日程第 1 2 議案第 2 6 7 号 赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての委員長報告
- 日程第 1 3 議案第 2 6 8 号 平成 2 9 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 1 4 議案第 2 6 9 号 平成 2 9 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 1 5 議案第 2 7 0 号 平成 2 9 年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 1 6 議案第 2 7 1 号 平成 2 9 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 1 7 議案第 2 7 2 号 平成 2 9 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算
- 日程第 1 8 議案第 2 7 3 号 平成 2 9 年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 1 9 議案第 2 7 4 号 平成 2 9 年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第 2 0 議案第 2 7 5 号 平成 2 9 年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 1 議案第 2 7 9 号 赤平市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 2 2 選挙第 1 6 号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 2 3 意見書案第 5 4 号 教職員の長時間労働是正を求める意見書
- 日程第 2 4 意見書案第 5 5 号 日本国憲法第 9 条改正に反対する意見書
- 日程第 2 5 意見書案第 5 6 号 森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を果たすことを求める意見書
- 日程第 2 6 意見書案第 5 7 号 消費税 1 0 % への増税中止を求める意見書
- 日程第 2 7 意見書案第 5 8 号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを



(午前10時00分 開 議)

○議長(北市勲君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番五十嵐議員、6番向井議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

委員長から送付を受けた事件は、9件であります。

議員から送付を受けた事件は、7件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は、2件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は御家瀬議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序6、1、地域防災について、2、公共交通機関不便地域について、3、手話条例制定後の取り組みについて、4、教育行政について、議席番号4番、竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] 皆さん、おはようございます。通告に基づきまして、きのうに引き続き質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、大綱1、地域防災についてお伺いいたします。平成29年度市政執行方針の中の第5次総合計画の健やかで安心して暮らせる社会をつくりまし

ようの中で、市長は地域防災に対し言及して、地域間、地域と行政間の連携強化の協議を進めると明記しています。そこで、①、町内会連合会や各町内会長との連携のあり方について4点ほどお聞きいたします。

防災マップの更新、備蓄品、小型発電機等の計画的な整備、そして毎年行われている防災訓練など、安心、安全な社会づくりの推進がなされていると思います。しかし、実際の実働部隊と考えられる町内会単位の方とのどれくらいの連携がとられているのか。先日議会報告会開催の中で町内会から不安な声を幾つか耳にいたしましたので、確認の意味も含めお聞きいたします。アとしまして、避難所運営、災害の状況把握、配慮者の支援など町内会へ協力を求めています。どのような体制を整備されているのか。また、休日の対応なども含め確認いたします。

○議長(北市勲君) 総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) お答えをさせていただきます。

避難所運営等の体制整備についてでございますが、現体制としては赤平市地域防災計画上での体制であり、避難所運営、状況把握、避難者及び配慮者避難の支援など赤平市地域防災計画において協力を要請する住民組織等に赤平市各町内会を位置づけして協力を求めているところでございます。

各地域との連絡体制については、災害時においては重要であると認識をしておりますことから、今年度は赤平市総合防災訓練において早朝の呼集訓練に町内会連合会会長及び訓練参加地域の各町内会長に参加いただき、連絡についての確認を行ったところでございます。今後におきましては、災害時の事前、事後の連絡体制についての確立を考え、それにあわせ定期的な備蓄品や台帳等の情報共有の仕組みも検討してまいります。

また、休日の連絡体制につきましては、異常気象等警報発表時は状況を見ながら防災担当者は出勤していますが、限られた職員での対応であることから、常に職員へ直接連絡をとれる体制は難しいものと思

われますので、連絡体制の再確認をし、現行体制でも速やかに対応できるよう努めてまいります。

今後も地域との関係を大切にして、スムーズな情報の交換、共有ができる体制整備に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたけれども、大切なのは、1つ目、情報の共有、2つ目、地域との関係、この2つだと私も思います。行政が持っている情報の可能な範囲での早期な共有、そして日ごろから連絡がとれ、顔が見えている関係性、そういった意味でも休日の連絡体制のお話を今していただきましたけれども、災害時に早期に職員と会長さんや代表者の方が連絡のとれる仕組み、これ非常に必要だというふうに思います。もう少し連合会に情報を早期に落として、深く関係の構築に努めていただきたいと思います。今もやられているとは思いますが、やはり受ける側としてはもう少し密に連絡が欲しいという声が大きかったので、質問させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、イ、昨年平成28年度の第3回定例会の中で防災関係の質問をし、自主防災組織の必要性などのやりとりがあり、地域の防災活動への経費の助成支援、地域での防災訓練などの協力などを実施したいと答弁もいただきました。共助の考え方、設置へ積極的にいかわり、促進していきたくとも言われておりましたが、1年以上経過した今、どのような動きになっているか確認させていただきます。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 自主防災組織の経過状況についてでございますが、自主防災組織につきましては、阪神・淡路大震災の後、地域防災のかなめとして注目され結成が進み、以降国や北海道においても組織結成についての助成事業や結成後のフォローアップ研修会の開催など、さまざまな取り組みがなされているところでございます。

赤平市におきましても、過去に自主防災組織結成についての周知や啓発、物資支給制度など整備をしたところでございますが、現時点では結成されていないのが現状であります。一部の町内会においては防災部会や連絡網等がつけられているとも伺っております。災害対策基本法に定める自主防災組織の要件を満たせないため、市内には自主防災組織がないのが現状であります。自主防災組織の結成に関する啓発を続けながら、結成に向けたフォローアップをするなど、地域防災力の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 当市の高齢化が進む中、地域防災力の強化、これ非常に大切なキーワードだと私も感じております。災害に強いまちづくりのために組織化、これもそうですけれども、2点提案したいと思います。1点目は、市民の意識向上です。住民の防災マインド、ベクトルを合わせるということですが、これを定着させる。一部の人が懸命に努力をしても、大半の人が協力しない限り自主防災は成功しないと言われております。防災訓練のような実践的な研修会を続け、意識を統一し、実施すること。

2点目は、災害弱者対策よりも防災弱者対策です。これは、災害弱者を出さないための防災弱者対策の重要性ということです。耐震補強をしたいができない方、家具、家電の固定をしたいが、体力的に資金面でできない方、こういう方々の対応をどう考えていくか。防災対策は、全てが事前の対策です。災害が起こってからの対策はもちろん大切ですが、事前の防災弱者対策こそこれから大切になるというふうに私は感じております。ぜひこの災害弱者対策よりも防災弱者対策という点を検討していただきたいというふうに言い添えて、この質問を終わります。

次に、ウ、イと同様昨年平成28年度の第3回定例会の中で、質問時防災士ということの普及について

もお聞きいたしております。ご存じのとおり、自助、共助、そして協働という基本理念に基づき活動する防災士ですので、さきの自主防災組織との橋渡しの存在でもあり、また公助、いわゆる行政との連絡充実に必要な存在と私は認識しておりますが、防災士についてどうお考えかお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 防災士についてでございますが、防災士の資格取得につきましては、北海道での防災士資格取得講座及び試験は年1回程度となっており、取得には講習、試験、登録で約6万円の費用を要するものであります。

本市在住者における防災士資格取得者の状況であります。11月末現在で19名と確認をしているところでございます。上川管内のある町では、全25町内会全てに自主防災組織があり、自主防災組織内に防災士を配置するため、組織に対し資格取得のための助成を町が行っているとのこと。防災士についてのそのような事例もございますので、参考といたしまして、今後の事業の検討やさきにご質問のありました自主防災組織設立の啓発も含め、普及促進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 他市の事例も含め、普及推進してもらえんという答弁でしたけれども、推進に関しては防災士を小中学校や事業所に配置をしたり、自治体でも担当部署の職員にかかわらず、全職員が資格の習得を目指しているところなどもあるようですので、こういうことが広がりを見せているようです。ぜひ安心、安全なまちづくりへ向かえるよう検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお聞きいたします。

また、防災士の話のときに教育委員会のほうにも防災教育という点でご質問しました。すぐには実施は困難と考えるが、どのような防災教育が必要かつ有効かという協議検討をしてくれるという内容の答弁をいただいておりますので、こちらについても1

年過ぎた状態でどのような状況か確認させていただきます。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 防災教育についてお答えいたします。

昨年の第3回定例会においてご質問いただいた子供への防災教育についてであります。今年度におきましても学校が実施する避難訓練及び講話、医師会、消防署による救急蘇生教室における実技講習などが行われたところです。

なお、民間主体で開催し、毎年参加させていただいております防災週間安全の駅防災体験会につきましては、今年度同様今後においても例年参加している学校を主体に可能な範囲で参加してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、北海道におきましても防災教育の取り組み強化を進めており、来年度の道の事業として学校授業カリキュラムに防災関係の時間を入れていく趣旨のもと実施されます一日防災学校を本市において取り組む予定であり、現在校長会において実施の可能性及び受け入れ校の選定について検討しているところです。

今後におきましても子供への防災教育の重要性を考え、各種方策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 道のほうの一日防災学校の取り組みということが新しく出ましたけれども、ほぼほぼ前回と同じ答弁のように私には感じました。学校の避難訓練は、どこの学校でもやっていますし、どこの自治体でも学校のほうでチャレンジをしているというふうに思います。別に市教委として、また市として特別なものをやっているというふうには捉えられないと私は思っております。

救急蘇生講習は、中学校はもちろんだと思いますけれども、小学校の高学年なども行われているのか

なというふうに思いますが、これについては大いに取り組んでいただきたいというふうに思いますし、また防災週間の民間の活動も大いに参加するべきだと私も感じていますが、各校がどのような認識でいるのか。例えば市主催の防災訓練にどれぐらいの子供たちが参加しているのか。町内会の方々の興味もまだまだ少ない状況だというふうに感じておりますので、子供たちはもっと少なく、災害なんて考えていないのではないかなというふうに思いますけれども、そういう実際の現場への防災教育へつなげる動きは、学校へ判断を任せる状況ではなく、市教委として何かお持ちなのか再度お聞きいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

ご質問の救急蘇生講習につきましては、小学校の児童が対象であることから、市教委が実施するか、学校の教育活動として行うのか、いずれの場合も学校の現状として、蘇生講習に特化するなどその時間的余裕があるのかという問題もありますし、たとえば高学年といえども蘇生講習の受講者として小学生が対象となるか否かについても含め、学校管理者及び消防担当者に照会の上、検討してまいります。

また、ご指摘の民間の防災週間の活動としましては、安全の駅防災体験会があり、赤間小学校及び赤平中学校の児童生徒が参加しておりますが、各学校で防災教育として独自にも各学年あるいは全校的にも実施していることから、そのほかに参加対象学年の拡大には各学校としての検討が必要であります。

また、市主催の総合防災訓練が毎年各地区の会場を変えて実施しておりますが、警察、自衛隊、その他地域の町内会などの広い参加範囲の住民などが参加しており、日曜日に行われているのが現状であります。これに子供たちを参加させるとなると、未成年者の動員の問題が発生しますので、この点で保護者責任で募集するのか、市役所が送迎体制を考えるのかなど、開催曜日を含めた検討項目は市教委のみでは答えられない部分もあり、市の防災担当とも検討させていただきたいと存じますので、ご理解賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕再質問の答弁ありがとうございます。

総合防災訓練のところですが、課長、災害って曜日なんて関係ないのです。朝だろうが、夜だろうが起きます。外出時間が過ぎているから親と避難してくださいなんていう広報はしませんよね。ぜひ有事の際に子供がみずから対応したり、行動できるような関係各課と調整して、教育という観点からしっかり目を向けて発信していただきたいというふうに強く要望したいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、工、前回の定例会の中でもほかの議員から質問があった防災無線の設置について、情報収集や導入できるよう進めるという答弁がございました。3カ月ほどしか期間はたっておりませんが、災害に関することですからスピード感が必要だというふうに思いますので、その後の動きを確認いたします。重ねて災害時の職員の服装についてもそのときに答弁をいただいていたので、その後どうなったか確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 防災無線及び災害時の服装の導入の検討についてでございますが、前定例会においてお答えしたように、災害時等においては住民周知等に効果的な方法であると考えておりますことから、平成30年度からの事業着手に向け検討をしているところでございます。

なお、防災無線につきましては、現行のJアラートが平成31年度より使用できないことから、Jアラート更新を含め、複数年での事業になりますが、今後計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、災害時の職員の服装につきましては、他自治体の事例も参考に、職員活動用ベストの購入に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまの答弁の計画的というところをもう少し詳しく説明していただけたらと思います。防災無線とJアラートの調整の関係です。

それと、ベストの購入のそういう経過、どのような購入計画で進んでいくのかというところをもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 導入への年次計画等がありますが、防災無線につきましてはJアラートの更新を平成30年度に行い、音声周知等の施設整備につきましては、平成30年度からの調査、基本設計、実施設計、整備工事と考えておりますことから、完成は平成32年度以降になるものと思われま

す。また、職員活動用ベストにつきましては、30年度の購入を検討しているところでございます。しかし、これらの事業実施には財源等の問題もありますので、十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 完成が32年度以降ということですので、しっかり準備をしなければいけないし、財源確保という点も出てくるということですので、しかしながら災害というのはいつ起こるかわからないという点もありますので、しっかり市民の皆さんにその間周知できるような対応、体制づくりというのを行っていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

次に、②、砂防対策について3点ほどお聞きいたします。本年の市政執行方針の中でも砂防対策について言及があり、道への要請を続けていますとのこと、そこでアとしまして道への要請後の進捗状況について確認させていただきます。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 道への要請後の進捗状況についてお答えさせていただきます。

赤平市内の土砂災害危険箇所は、143カ所ござい

まして、内訳としまして地すべり危険区域7カ所、急傾斜地崩壊危険区域76カ所、土石流危険区域60カ所となっております。北海道による基礎調査実施済み箇所は現在36カ所となっており、平成31年度までに全箇所の基礎調査を終わらせると聞いております。

北海道への要望状況ですが、豊里第三地区地すべり対策事業の促進、モトマチ川土石流危険渓流区域対策事業、茂尻元町沢川土石流危険渓流区域対策事業の早期整備及び土砂災害防止法に基づく区域指定のための基礎調査の早期完了について、毎年2月に北海道が行っております社会資本整備推進会議の中で、赤平市内の危険箇所について図面、写真を付け説明、要望をしているところであります。

事業の進捗状況ですが、桜木町地すべり対策事業につきましては、平成12年から平成22年度まで集水井8基の設置、豊里第三地区地すべり対策事業につきましては平成24年度から、予定ではございますが、平成33年度まで集水井10基の設置、モトマチ川土石流危険渓流対策事業及び茂尻元町沢川土石流危険渓流区域対策事業につきましては今年度より現地調査、設計を行っているところであります。

今後におきましても土砂災害危険箇所につきましては事業の促進、早期整備を要望してまいりますので、ご理解いただきたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今詳しく丁寧に答弁いただきましたけれども、私も正直今の答弁の中で場所の理解がはっきりできないところがたくさんあります。私は、今後調べていけばわかることですけれども、傍聴者、もしくはモニターの向こうにいる方、それから議事録を見た方々は、なかなか理解に苦しむというふうに思いますので、ただいま言っていた地すべりのところ、もう少しわかりやすく場所の表現等があればいただきたいと思いますのと、地すべり対策は危険区域が7カ所あるということでしたので、残っているところがどのようなところかというのをもう一度確認させてください。

○議長（北市勲君） 建設課長。



○建設課長（高橋雅明君） 事業の場所でございますが、桜木町地すべり対策事業は、桜木町にあります桜木町公園の山側にて事業を行ってきました。豊里第三地区地すべり対策事業は、若木町、西豊里町の赤平バイパスから山側で事業を行っております。モトマチ川土石流危険渓流区域対策事業は茂尻墓地の横の沢で、茂尻元町沢川土石流危険渓流区域対策事業はモトマチ川の1本赤平市街地寄りの沢で現地調査、設計を行っております。

残り5カ所の地すべり対策事業の場所につきましては、住吉町は赤平浄化センターと住吉墓地の間の山側、桜木町は豊里記念の丘公園の山側、幌岡町はエルム高原家族旅行村一帯とエルム高原オートキャンプ場東の山側、東豊里町は百戸峠付近となっております。

今後におきましても赤平市全体を見ながら、市から北海道へ要望をしておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今後も残りの危険箇所があるということです。道への要請早期に対応していただけるように、道との調整ですから、こちらが何ほ急いでほしいと言っても向こうの調整もあるでしょうけれども、できるだけ危険を回避していくために要請の継続をお願いしたいというふうに思います。

危険箇所がまだあり、いつどんな状況が起きるかわからない。道への要請をしても砂防対策は道の管轄で、市としては手を出せない。しかしながら、市民を守る義務は市として行政に委ねられている。このような状況で、今回は砂防対策での質問ですので、地すべり危険箇所の未整備該当地域へ対する対策として、イとしまして独自の市としての対策案などを検討していらっしゃるのかどうかお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 砂防対策についての独自の対策案についてでございますが、災害時の対策に

ついては、赤平市地域防災計画の災害予防計画及び災害応急対策計画に基づき対応することとなっております。災害予防計画は、土砂災害や雪害など災害の種別での対応となっており、災害応急対策計画は地震及び事故災害以外の災害に対しての計画となっております。住民の避難行動につきましては、赤平市防災マップ掲載の避難情報についてにおいて避難情報の種類、発令時の状況、とるべき行動をお知らせしているところでございます。しかしながら、赤平市防災マップには掲載しており、お知らせしているものの、避難情報の種類、発令時の状況、とるべき行動などの防災についての知識を広く周知するための機会も設けなければいけないものと考えているところでございます。また、赤平市総合防災訓練の実施などにより、災害時には的確な行動をとれるよう平時より備えるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたけれども、私がこのたび独自の対策案として答弁を求めているのは、全市的な決められたルール上の対策ではなくて、いざというときの緊急的な事態のときのスピーディーな柔軟な対応へ結びつくための事前にそういう内部での検討があるかという点ですので、もしご答弁いただけるのであればもう一回お願いいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 現時点における独自対策の具体的な考えにつきましては、的確な行動をとれるように平時から備える観点から、毎年行われる赤平市総合防災訓練の住民避難訓練において実際の避難によつての避難経路の検証及び避難経路の確保、周知などを考えているところですが、天候状況や災害の程度によつて避難経路が変わるなども想定した上での検証を行わなければならないものと考えているところでございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] 次のウのところでもそういう対策についての質問をしますので、独自案に関しては今のところは余りないというように認識をさせていただきましたが、私も新しくなった防災マップ見ました。私が住んでいる若木地区についてですけれども、ウとして質問しますが、若木地区、いわゆる若木町、西豊里町のあたりですけれども、被害発生時に避難するときには幌岡の方面、文京地域への避難が強いられております。避難道路が分断されると、幌岡の近い住民は真逆の文京町へ、文京町地区に近い住民は道路が分断されると幌岡地区へ避難を強いられるわけです。その若木地区にいる支援が必要な方、それから要介護者、高齢者の方々の対策というのは、避難していただきたいというようなことで終わってしまうのかどうか。そういう点で避難所が若木地区にはございませんので、そういう点でどのような対策をおとりになるのかお聞きいたします。

○議長(北市勲君) 総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) 若木地区を含めた要支援者等の避難支援の対応についてでございますが、今年度の赤平市総合防災訓練におきましても高齢者等の避難についての市車両及び自衛隊車両を使い、車両避難訓練について行ったところでございます。被害発生時の避難支援につきましては、地域の事情や地形的な問題もあることから、警察や消防と連携し、場合によっては自衛隊の派遣要請も視野に入れ、効果的な避難支援ができるよう対応してまいりたいと考えております。また、要支援者につきましては、名簿の整備は行っていますが、関係課と連携して、的確な避難対応ができるよう協議を重ねてまいります。

避難所に関しましては、今後現赤平中学校から統合される赤平中学校へ避難所の指定変更を行いますし、新しい中学校には備蓄倉庫や非常用発電機も備えつけられることとなっておりますので、若木地区の皆様につきましては安心できる要素もふえるのではないかと考えておりますので、ご理解いただきま

すようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] 先ほどから何度も言っておりますけれども、例えば経路が分断されたときに真逆の方向へ避難するとき、そういう行動時のときに、市として今言われたように自衛隊の要請、消防の対応もろもろありますけれども、スピーディーな対応策が何かないのかと。例えば市の車を出すと、そういうのもいろいろ検討されているのかなというふうに思っておりますが、今のところそういうのが感じられないなというふうに思います。これは、若木地区にかかわらず、市全体の危険箇所全てに関係してくるわけですから、この質問ですから、まずは若木町地区について触れさせてもらいましたが、若木の町内会との協議が例えば町内会の中で先ほど最初に言った自主防災組織などなどそういうのに含めて車の対応を出してもらえよう町内会との密な協議がされているのか、もしくは防災士などのそういう人的な助け合い情報の共有がなされているのか、そういうところが若木町とできているのかというのを確認させていただきたいと思っております。

○議長(北市勲君) 総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) 現時点においては、対応策の具体的な検討には至っていない状況にございますが、先ほど申しましたように地域の事情や地形的な問題もあり、また発生する災害の種類、季節なども踏まえ、取り組まなければならない課題と認識をしているところでございます。

また、情報の共有につきましても、定期的な備蓄品や台帳等の情報共有の仕組みの検討とあわせて取り組みたいと考えますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] 最初のほうの質問で言いましたが、やはり実働部隊というのは各町内会単位になっていくというふうに感じます。そういう町内会との町内会長さんを含め、町内会の役員

さんも含め、そういう方々と念入りな協議がされていかないと、行政の職員さんだけでは町内、それから市全体の避難の誘導とかには無理だというふうに思います。それから、自衛隊が現地に来てくれるのには1秒で来るわけではございませんので、時間がかかるわけです。そういう意味でも名簿の質問も私前にしておりますので、100%の名簿ができてから情報の共有をするというにはまだまだ時間がかかると思います。ですから、関係各課でとれた情報をできるだけ出せるときには各町内会のほうに情報を落としていただくと、そういうような情報共有をしていただかなければ避難時にはやはり町内会長さんも困るというふうに思います。特に今の砂防対策のところでは質問している若木町地区は、避難所も幌岡、文京になっているところがございますから、学校ができるまで大変な思いをするわけです。ですから、そういう面ではもうちょっと町内会との密な連絡調整をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

③としまして、消防力の強化についてお聞きいたします。平成29年度の市政執行方針の中で言及されていますが、消防行政は広域化となり、組合での対応となっております。ここで言われる住民の安心、安全な暮らしを守ると言われていますが、強化の内容をお聞きしたいと思います。アとしまして、職員の専門研修や団員の確保に努めるための行政としてのかかわり方についてお願いいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） お答えをさせていただきます。

本市の消防業務は、火災、救急などの出動体制に加え、大規模災害時に迅速に対応できる消防力の強化を図るため、滝川地区広域消防事務組合に平成26年度より加入しており、広域化に伴う本市の必要経費につきましては負担金で対応しているところでございます。

ご質問の職員の専門研修につきましては、質の高い消防機能を発揮するため専門技術を向上させる人

材育成に向けて、広域消防事務組合において消防学校で行う初任教育を初め、危険物規制に関する教育や消防設備に関する指導教育、救急隊員資格取得に関する教育等各種研修が実施されておりますが、その費用についても負担金に含まれることとなりますので、円滑な実施に向けて予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、消防団員確保につきましては、全国的に対応に苦慮している自治体が多いようで、年々消防団員数は減少している状況にあり、国としても女性消防団員の活性化、大学生等の消防団員への入団促進等対策を講じているところであります。赤平消防団につきましても、消防団長を初め消防団幹部、消防署長により消防団員確保に向けた市内企業訪問等も行い、現在105名の団員を確保しているところでございます。本市としましては赤平消防署と連携協力のもと、市広報紙やホームページ、市施設での消防団募集のポスター掲示による広報活動等を行っておりますが、今後もどのような方法があるか赤平消防署とも調整の上、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願いを申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 答弁を聞く限り、市として協力できる部分は積極的に行っていきたいというスタンスなのだとということで私認識させていただきましたが、よろしかったですか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） できる範囲の中で対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

答弁にありました団員数、105名の団員さんが私には多いのか、少ないのか判断できませんけれども、団員さんもふだん仕事を持ちながらの活動をされているでしょうから、本当に苛酷な中、訓練し、日々活動されていることだろうというふうに察します。研修会への参加なども数の限られた職員さんの中で

全市的な市民の生命、財産を守っていくために日々研さんを積んでほしいというふうに感じますので、ぜひ今後もしっかり協力をしてあげてほしいなというふうに感じますので、よろしく願いいたします。

次に、④、災害本部設置場所の考え方について2点ほどお聞きいたします。本部設置の考え方として、所管が総務課で、配置が2階にあるということで、本部の設置時は2階が本部として設置されるのかなというふうに私は感じておりますが、いろいろな状況も考慮した上で、そういう考慮が必要なのではないかというふうに思います。果たして2階に本部があることが適切かどうか、そういうことも含めて質問に入りますが、アとしまして本庁舎の耐震工事実施設計の進捗状況をまず初めに確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 本庁舎の耐震工事実施設計の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

庁舎につきましては、災害対策本部を置くなど災害時の防災拠点となりますことから、庁舎の耐震化が求められており、改正耐震改修促進法に準じまして平成28年度に耐震診断を実施し、診断結果としましては耐震性に疑問あり、補強を行う必要があるとされたところであります。

本年度は、耐震診断に基づき耐震化工事実施設計を明年1月末の期限で行っておりますが、現在の状況といたしましては、耐震改修工法については先月中旬に耐震改修評定委員会の審査が終了し、工法が確定したところでございます。改修内容につきましては、耐震診断において示された改修案とほぼ同様であり、主な工事箇所は1階は介護健康推進課と税務課の間等、2階は企画課、商工労政観光課と農政課の間等に耐震ブレースやRC耐震壁の設置、また地下消費者協会部分、1階書庫、2階庁議室、3階会議室等は、既存壁のRC化による耐震方法等であります。工事については、地下から塔屋まで全ての階で行うこととなりますが、工事期間としては5月

上旬に着工し、年内には工事を終わらせる予定で検討しており、通常業務への支障を極力なくすべく、基本的に実施作業は土日等休日に行うことで工程を考えているところでございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま進捗状況をお聞きしました。

そこで、イの質問ですが、耐震化工事に伴う庁舎内の課の配置転換と案内看板についての質問です。耐震ブレースやRC耐震壁の設置が必要になるという改修案で診断が出ていますけれども、先ほども触れましたが、災害本部が2階にあり、もしもエレベーターが使えなくなり、階段の上りおりをするとき、高齢化が進む当市の各町内会長さんや年齢層などなど、いろいろな荷物など持ち運ぶときに考えたとき本当に2階が適切なのでしょうか。また、高齢者が多い当市の高齢者に関する部署、例えば介護や社会福祉の位置関係なども考えたら、この耐震工事の時期に合わせた課の配置転換など考えるべきではないでしょうか。そして、かねてより質問に出ています庁舎の総合案内看板も予算づけがされているところではございますが、再配置に伴い作成をしていくという関連して検討していただけたらというふうに思いますが、いかがお考えかお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） お答えをさせていただきます。

災害対策本部の設置場所ではありますが、地域防災計画には庁舎内に設置と定めており、総務課で防災業務を所管しており、情報機器が設置されていることなどから、庁舎2階での本部設置となっているところでございます。

議員ご指摘の介護健康推進課と社会福祉課が離れている現状にあり、利用者の中にはご不便をおかけしていることもあると思いますが、現行の庁舎内の各配置につきましては、庁舎建設時における各課の配置計画から会計課や戸籍簿等の保管場所が設けられており、それに関係する課については移動が困難

な状況にありますので、現状では大規模な課の配置転換は難しいものと考えております。

また、案内看板につきましては、今年度の設置を予定しておりましたが、昨年末の耐震診断結果により補強壁等が必要になることが判明したことから実施設計の状況を見てまいりましたが、ほぼ耐震診断同様の工事内容でありましたので、来年度の耐震改修工事の進捗状況を見ながら、掲示ボードやパンフレットラックを備えた庁舎案内板を設置してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 本部の設置に関する考え方、階段の上りおりや高齢化などを考慮したときに、今答弁をいただきましたが、もう一度その本部の設置場所についてだけですけれども、どう思われるか答弁お願いいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 災害対策本部につきましては、災害時の情報収集及び国や北海道との連絡調整、災害対策各班への指令系統や各機関などへの連絡を行うことなどから、円滑に業務を行うために情報機器のある2階に設けているところであります。また、浸水のリスク軽減からも現在の場所が適しているとも考えているところです。本部の業務内容から住民の方が頻繁に災害対策本部に足を運ぶことは少ないと思われまして、対策本部における住民対応は1階に執務室がある市民部局が中心となってしまうことから、ご不便をおかけすることは少ないものと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。ただいまのいろいろな理由から2階にあったほうが適切ではないかということですから、よく理解できるところでございます。

高齢者に関する課について、正面玄関と言われるほうから入ると介護は目の前です。しかし、社会福

祉は奥になると。逆にコミセン側の入り口から入ると、社会福祉はすぐですけれども、介護は奥になると。高齢者、子育て世代の子供を連れての来庁者には優しい配置になっていないのではないかなというふうに思いますが、やはり検討も必要ではないかと感じます。先ほども答弁もらいましたが、もう少し詳しく答弁いただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 先ほどお答えをさせていただきましたとおり、現行の庁舎内の各課配置につきましては、会計課金庫や市民生活課戸籍簿等保管場所が設置されており、それに伴い関係課が配置されておりますので、大規模な移動が困難な状況にありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 物理的に無理があるというような答弁だというふうに思いますので、理解するところでございます。

案内看板につきましてですけれども、もう少し看板について詳しく聞きたいのですが、どこにどれぐらいのものが計画されているのか。前回の答弁では、各階各課の位置がわかる、これは当たり前なことだというふうに思いますが、業務内容がわかる、庁舎内の行事がわかる、行事案内の併設で来庁者にわかりやすい、利便性の高い案内看板と答弁されていますけれども、具体的にこれからと言われておりました。もう少し具体的な内容が明確にできれば確認しておきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 案内看板の現在の考え方ではありますが、設置場所及び規模につきましては、コミュニティセンター入り口正面付近に高さ2メートル、幅2.5メートル程度のものを考えております。

看板の内容等につきましては、他市の事例も参考に、インフォメーション機能も考慮し、各課の配置等はもとより市の行事などの掲示物の展示スペース

や各課における各種のパンフレットをまとめて配置できるようなケースの設置も考えているところでございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。

新しい案内看板がコミセン側の入り口にできると、ますます正面がどこかわからなくなりそうな心配もありますけれども、職員さんの意見も取り入れたよいものを作成していただけたらというふうに思いますけれども、親切な看板を設置したから、それでいいというものではないというふうに私も思っております。職員さんの対応力も磨かれて、よい対応を心がけていただきたいというふうに思いますし、日々の業務の多さに追われて大変なときもあると思いますけれども、前回質問したときの答弁にも一人一人がコンシェルジュであるというふうに表現されておりましたので、案内役ではなく、世話人という思いでお願いできたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

大綱2、公共交通機関不便地域についてに入ります。先月の終わりに議会報告会と意見交換会を実施いたしました。そこで多くの地域から交通の便の悪さが話題に上がっております。きのうの質問でも同様な質問が上がっていましたが、改めてお聞きいたします。

①、高齢者、障がい者が生活しやすいまちづくりの考え方について2点ほどお聞きいたします。ア、高齢者の免許返納率が悪い状態の調査、検証についてと一定程度交通確保がなされているという考えの根拠についてお聞きします。まず、高齢者の免許返納率が悪い状態がなぜ起こるのか。やはり免許を失った後の買い物、通院など交通生活環境が著しく悪くなると言われていました。そういう現状に対する調査、検証について昨年も同様な質問が出ていましたし、きのうも出ていました。その後は調査、検証に取り組まれたのかお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 公共交通の観点から私のほうから代表いたしまして、高齢者の免許返納率が低い状態の調査、検証につきましてお答えいたします。

高齢者の運転免許証の返納率についてでございますが、65歳以上の高齢者の免許証保有者の占める割合は、全国で21.5%、当市におきましては33.3%と高い状況にあります。運転免許証の返納状況につきまして赤歌警察署に確認いたしましたところ、本年度11月末において26人の返納がございまして、人数では昨年を上回るという状況にございますが、平成28年度末の65歳以上の免許証保有者数、2,007人いたかと思っておりますけれども、返納した人の占める割合を計算いたしますと1.3%でございまして、平成28年度末の全国の返納率が1.9%であるということから、赤平市の免許証返納率は全国の返納率と比べますと低いという状況にございます。

免許証返納率が低い原因につきましては、JR駅やバス停の存在する幹線道路などから遠く、また公共交通機関の不便な地域に居住されているということから、自家用車の利便性ということを考えますと高齢者の方々は危険が伴うことを十分承知しながらも、運転免許証の返納に踏み切れないということもあるのではないかと考えているところでございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今の答弁は、数字の結果であって、当市の返納率が悪いと示していただいただけであります。私が求めているのは、なぜ悪いのか市民への調査、検証に至ったかどうかというところでございまして、行っていないということではよろしいですか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 直接市民の皆様方に調査をしたかということであれば、そういったことはしてございません。あくまでも警察署のほうに確認させていただいたという内容となっております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 当市の免許保有者の割合は、昨年より1.6%ほど上がっているのです。高齢の運転者が悪いということではなく、交通の便が悪く、やむなく免許の返納を悩んでいるところなのです。しかしながら、行政側の答弁は、昨年3回ほど交通に対する質問がありましたけれども、一定程度交通確保がなされているということで、答弁者1人ではありません。何人か課が違って答弁をいただいているのですが、どの方も一定程度交通確保がなされているという答弁をもらっています。市民や私たちが言っているのは、今回の大綱にあえて出しましたが、公共交通機関の不便な地域なのです。不便な地域の方、高齢者や障がい者の方々への対応なのです。一定程度交通確保がなされているという根拠をお聞かせください。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 一定程度交通確保がされているという考えの根拠についてでございますけれども、近年地方の公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にございまして、また高齢者によります自動車運転中の事故もふえ、社会問題化しているところでございます。

このような状況の中、各自治体におきましては、地方の公共交通を維持するためのさまざまな取り組みが行われているところでございます。当市におきましてもJRや中央バス、民間タクシー会社、さらには生活協同組合、コープさっぽろによります高齢者や障がいの方々、優しい店舗づくりの一環といたしまして無料のお買い物バスが運行されており、現状としては一定程度の交通機関は確保されていると判断しているところでございます。しかしながら、一方では市内のバス路線の中には廃線となった路線があるということも認識してございますので、今後このようなことも含めまして公共交通の取り組みについてさまざまな角度から研究してまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 そこなのです。高齢者の方の免許返納率の悪い理由、そして市民と行政側の交通確保がなされているという考えの不一致、だからこそ調査、検証していただきたいというふうに思っております。私も市内のバス、JR、民間業者がなくてもいいなどは思っておりませんので、上手な協力がぜひできないものかというのをしっかり調査、検証して、検討していただきたいというふうに思います。

そこで、次の質問に移りますが、イ、ライドシェア事業やウーバードライバー制度の取り入れについてです。きのうの質問では、デマンドバスや福祉バスというのが出ておりましたが、私は今言ったライドシェア事業やウーバードライバー制度の2事業の検証もお願いしたいと思ってお聞きいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） ライドシェア事業やウーバードライバー制度の取り入れについてお答えいたします。

ライドシェアとは、目的地が同じ自家用車に他人が相乗りするというところでございまして、ウーバーにつきましては配車アプリを使って、自家用車であればタクシーと同様のサービスを提供して事業を展開できるものであると思います。料金の安さから配車から精算まで全てスマートフォンで完結できるなどのメリットもございしますが、客とトラブルになった際の対応と責任、交通事故の際の賠償責任問題や無許可のタクシーとなることから、さまざまな法律的な課題もあるというふうに考えてございます。また、地元のハイヤー事業者との競合も考えられることから、検討するといたしましても慎重な取り扱いをしなければならないものと考えております。したがって、ライドシェア事業やウーバードライバー制度の取り入れにつきましては、法的な課題の整理なども含めまして、今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] 答弁にありますように、ウーバー型というのは事業的要素が濃いため法規制がありまして、許可が出ていないというのが実情ですけれども、京都府の京丹後市とか北海道の中頓別町ですか、ここで交通過疎地域として実証実験中でございます。しかし、ノッテコ型と申しますか、ライドシェア型は、おっしゃるとおり、相乗り型として互助の精神が根底にありますので、少しずつ広がりを見せているというふうに感じています。ちょうど1年くらい前だと思っておりますけれども、天塩町でも行政の首長がノッテコ型の意義を認め、交通難民と言われる地域の交通の足の実証実験が始まっていたというふうに思いますので、ぜひそういう点も調べてほしいというふうに思います。近い将来赤平も交通の不便が大きな問題になるのではと思います。もうその兆しは見えているのではないかなというふうに感じておりますので、ぜひ早い解決策への取り組みを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

大綱3、手話条例制定後の取り組みについてに入ります。①、条例の通訳者の確保について2点お聞きいたします。ことしの4月より施行されております手話言語条例ですが、議会の報告会でも非常によいことだということで評価をいただきました。しかし、制定後のこれからが大切で、いかに市民の方へ広め、普及していくか、また上手に使っていくのかだというふうに感じております。そこで、アとしまして、庁舎、病院、公共施設への配置や研修による職員の習得についてお聞きいたします。この条例の前文の最後には、赤平市民の全てが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて制定しますとあります。聾者の方も市内で不自由なく生活していくためにも、最低限庁舎、病院、公共施設に通訳者、もしくは通訳者に近い技術を持つ奉仕員がいなくてはならないと感じます。現在市にいる通訳者も庁舎内では対応可能でも、1人ですからなかなか対応には苦慮するでしょうし、職員として残れる日数も限られているというふうに思います。新たな人材の確

保が難しければ職員の方で技術の習得を考えるなど、市挙げて取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(北市勲君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(井波雅彦君) お答えいたします。

ことし4月から施行された手話言語条例の前文では、聾者にとっては言葉の壁があることで自己表現や情報収集に大きな制約がかかっていると記されており、その状況を克服することが求められております。現在市内公共施設に常駐し、手話通訳が可能な者は市役所内にいる1名のみであることから、議員がご提案のように新たに赤平市手話奉仕員に登録された方や市職員の中から手話通訳が可能な者を育成し、病院などに配置することは望ましいことと存じます。しかし、技術の習得には長期間必要となることから、対応可能な方が誕生したときにあわせて公共施設への派遣等について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(北市勲君) 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] 答弁にありましたように対応可能な方の誕生したときというのは、現在の通訳者さんの活動可能な時期と計算されての考えなのでしょうか。習得に長時間かかることとか習得が大変難しいことというのは、我々議会としてもかわりを持ちましたので、中にはしっかり時間を使って習得に頑張っていらっしゃる議員もいますけれども、私はなかなかうまくいかなくてできませんでした。会期初日に市長の報告でも奉仕員が新たに13名ふえたと、合計で21名の多くの人数になったとありました。このふえた奉仕員の方々の行政としてのかかわり方や協力要請とかはどう考えているのか確認いたします。

○議長(北市勲君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(井波雅彦君) さまざまな場面で聾者と手話で対応できる技術を習得するためには長期間必要なことや資格も取得しなければならないことから、いつ対応可能な方が誕生すると明確にお答



えすることは難しいですが、少しでも早い時期に誕生することを期待しているところであります。また、それまでの間は、例えば毎年3月に開かれる市議会定例会において手話による通訳をしていただいているように、赤平市にいる手話通訳者を中心に、手話奉仕員の皆様の協力もお願いしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 早い時期に誕生することを期待しているところということで答弁ありましたけれども、やはりこちら側から行動を起こさなければ結果にはつながらないのではないかなというふうに思っております。今いる方のほかに何人の通訳者をどこに何人考えるのか、そういうのを明確にさせていただいて、今後動いていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そうすると、イの財政措置の問題が出てきますので、イの財政措置についてお聞きいたします。条例には手話に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとなっております。どのようなことを想定して、どのように対応していく可能性があるのか確認いたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 手話通訳者確保のための財政措置についてですが、手話奉仕員などの方が各種研修を受講する場合には教材費や受講料のほか、開催場所や日程によっては交通費と宿泊料が必要となり、現状でも札幌市内において1泊2日の日程で研修会が開催されておりますが、手話奉仕員については自己負担での参加となっております。行政としてどのような財政支援ができるのかを現在担当課で調査、協議しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 現在は自己負担で各種参加しているということでしたけれども、習得のための補助や交通費補助、例えばさきにも言い

ましたけれども、新たな通訳者雇用などの人件費ですか、そういうさまざまなことがあるというふうに思います。調査、協議は現在何もない状況からスタートなのか、もしくはもう条例制定して、そうしなければいけないというような認識のもとで、多少は何かしらの今ここで言える範囲の検討した材料があるのかどうか再度確認させていただきたいと思いません。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） これまでは、手話奉仕員が活動した場合の報償費や手話奉仕員養成講座に係る必要な経費、常駐する手話通訳者の出張旅費に対し予算措置をしております。ことし手話奉仕員登録者がふえたことから、これからの活動に対して何が必要なのかを担当課で調査、協議をしているところであります。そのため現段階では具体的にお示しすることはできませんが、手話の会の方々の意見も参考にしながら取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 手話奉仕員の登録者がふえたことから、何が必要かということまで考えていっちゃると。遅いと思うのです。条例がもう制定されて動き出していて、市長の考えのもと講習会を開かれて、奉仕員がふえているわけです。もう見えていたのです、そういうのが。そうすると、担当課としては、早目に今後どうやっていくのかという考えが必要だと思うのです。そういう意味では、今担当課で調査、協議をしていくというのは本当に遅いというふうに感じております。聞くところによりますと、通訳者の方というのは低額で活動されているようですので、何らかの協力によって活動が広がるように早く前向きに検討していただきたいというふうに要望をして、この質問は終わりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大綱4、教育行政についてに入ります。①、学習指導要領の改訂に伴う準備について3点お伺いいた

します。本年第1回定例会の中で教育行政執行方針の質問で、学習指導要領の改訂に向けた諸準備について教育長が答弁されております。そのときは具体的な内容が示されていないということもあったようですが、本市としては新中学校建設や統合小学校への検討が進んでいくわけです。その中で、新中学校の建設でグループ学習に対応する教室の広さの確保や小学校の外国語の導入により先行実施が必要だったり、担当する教員の専門性を高める講習や研修会、外国語指導助手の複数配置などさまざま考える必要性が出てくるというふうに思いますが、そこで、本市の教育環境と改訂の整合性について現段階で公教育の立場で何ができ、どのような準備が必要と考え、どのような協議が進んでいるのかお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 答弁の前に、先ほどの防災教育についての答弁の中で市主催の総合防災訓練の実施曜日を日曜日とお答えしましたが、土曜日の誤りでしたので、訂正しておわびいたします。

教育環境と改訂の整合性についてお答えいたします。学習指導要領の改訂につきましては、幼稚園では平成30年度から、小学校では平成32年度から、そして中学校では平成33年度から全面実施となり、小中学校において移行期間が設けられております。中でも大きく変わるものは、小学校の新学習指導要領におきまして3年生と4年生に外国語活動が、5年生と6年生に外国語科が導入されることであり、これに伴い3年生から6年生までの総授業時数がそれぞれ年間35単位時間ずつ増加されることとなります。

なお、教育委員会といたしましては、文部科学省が示す新学習指導要領の内容に沿った赤平市としての諸準備を進めているところでありますが、ご質問のその準備や協議については、当面する小中学校の移行期間における対応として大きなウエートを占めるのは、学校において既に各学校とも新年度の年間指導計画の作成や時間割の編成など次期学習指導要

領改訂に対応した適切な教育課程の編成作業が行われております。その仕事は、教育の専門家である学校の教職員が行っておりますが、私どもは赤平市の小中学校の設置者として学校の運営を管理する立場から、赤平市学校管理規則により学校長に委ねるということで、この点の役割分担をしながら準備を進めております。なお、学校ではできない準備として、外国語指導助手の増員などを校長会と協議しながら進めているところであり、学校現場の取り組みに対して十分連携して進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 しっかりやっていただきたいというふうに思いますが、それに関連してイのグローバル化による授業時間数増加と外国語活動の対応について、本市の対応と考え方についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） グローバル化による授業時間数増加と外国語活動の対応についてお答えいたします。

小学校におきましては、平成30年度から平成31年度までが新学習指導要領への移行期間となり、時数や内容がふえる外国語活動につきましては、全面実施までの2年間を見通した中で移行期間中の教育課程を編成することが重要であります。

そこで、移行期間中における単位時間の確保につきましては、3年生及び4年生が新たに年間15単位時間以上35単位時間以内、5年生及び6年生が新たに年間15単位時間を加え、年間50単位時間となります。なお、移行期間に限り外国語活動の授業の実施のために年間総授業時数及び総合的な学習の時間から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減ずることができるという特例が設けられ、また各学校の判断に委ねるとされておりことから、校長会で検討を重ねた結果、市内各小学校ごとに児童の学びの質の向上に貢献する時間割編成が組まれていくこととなっております。

また、外国語活動への対応としましては、教職員の専門性を高めるための講習や研修の受講、あるいは来年度2学期からの外国語指導助手の2名配置に向けての協議等を行ってまいります。

今後におきましても平成32年度から新学習指導要領の完全実施に向けて、スムーズに移行ができますよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今時間数等について丁寧に答弁いただきましたけれども、結局移行期間があったり、なかったり、減らすことができたり、しなかったりとかということはありませんけれども、時間数自体はふえて活動していくということになるということですよ。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） そのようになります。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 そうなると、先ほど答弁でもありましたけれども、指導助手の方を2名にする検討があるというようなことですが、中1、小1というような考えなのかなとこの前者の答弁聞いて感じましたけれども、一人一人の先生たちが行うことはまたふえるわけです。そうすると、研修や講習へ出向けないことが出てきたり、出向くとほかの残っている職員さんがカバーすることになる。そうすると、また仕事量がふえる。そうすると、子供と向き合う時間がなくなる。削る時間はどこかと考えたときに、道德の時間や部活動というふうに考えられていくと私は思うのです。そうすると、全体的に学力、体力、両方の分野で落ち込みが見られていくのではないかというふうに心配するところなのです。例えば市費で職員を補充するとか、何らかの手だてを考えていくとか、そういうのは市教委としてお持ちかどうかお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

外国語活動の導入により授業時数の増加は現実

そのとおりであります。その結果、小学校の先生は担任制でありますから、3、4年生の先生はもちろんですが、今まで外国語活動として教えていた5、6年生の先生も教科としての英語科の部分の指導時間がふえるということで、授業時数の増となります。

また、ご指摘の市費での職員補充などの手だてについてであります。他市でも同様の手だてを講じる動きがあるようですが、本市が独自に行う外国語指導助手の増員により、担任の指導の補助をすることで負担軽減を図ることが予算的にも大きな事業として考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 改訂についてはいたし方ないというふうに感じております。時間数がふえるとか、そういうのはいたし方ないかなというふうに思いますが、幾ら指導助手が1名ふえたからといって、特に小学校は担任の先生が授業を持つわけです。そうすると、助手はあくまでも助手なわけであって、授業を本来持つべきものは担任の先生が持つわけです。そうすると、その先生の負担というのは、助手がいようが、いまいがやっぱり出てくるというふうに思うのです。そうすると、担任の先生、特に小学校は自分のクラスの子供を見ていけるのかと、しっかり見てあげれるのかというような心配が出てくると思うのです。ですから、そういう意味で改訂に伴ってしっかり当市の教育環境が落ちないように検討していただきたいと思いますというふうに感じます。

最後のウの質問ですけれども、新中学校や今後の小学校統合の対応についてです。改訂に伴って範囲やスペースなどのことも出てくると思いますので、今もう建築に入っておりますけれども、そういうのも含めて今後についてお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 新中学校や今後の小学校統合の対応についてお答えいたします。

新学習指導要領では、総則において主体的、対話

的で深い学びの実現に向けた授業改善について規定されております。それに対応すべく統合中学校新校舎の建設におきましては、授業の中で想定されますグループ学習などに対応可能な教室の広さの確保、あわせて校舎各階及び体育館等に多目的な居室やスペースを配置し、個別から集団までの子供たちが学習できる空間を確保する計画としているところで

す。  
また、統合小学校につきましても赤平市立小中学校適正配置計画において新校舎を建設する計画となっておりますことから、関係者よりご意見をお聞きしながら、新学習指導要領に対応できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕先ほども言いましたが、改訂についてはいたし方ないことで、それに伴って市の教育環境を整えていくということになると思いますので、しっかり教育の分野が落ち込まないようにしていただきたいというふうに思います。

赤平市が今後向かっていく方向は、決して簡単な道ではないというふうに感じておりますので、市民一人一人が身近に感じる病院や消防、住宅問題、そして特定の世代にかかわる学校建設やこども園のこと、そして直接的には身近な問題に感じないかもしれませんが、負担が出てくる炭鉱遺産などの大きく言うともちづくり、いずれの問題、課題も今後の赤平には負担が残るものだというふうに私は感じております。しかしながら、負担を残しながらも大切なことだというふうに感じておりますので、市長、どうか次年度の予算編成に対しましてしっかりと協議をしていただいて、我々議員からの質問や市民の声を形にするかじ取りをしていただきたいというふうをお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時19分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序7、1、人口減少対策について、2、赤平市公共施設等総合管理計画について、3、福祉行政について、4、教育行政について、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 通告に基づき質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大綱の1、人口減少対策について、①、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略について、ア、人口減少対策の効果についてお伺いします。一昨日行政常任委員会において総合戦略の検証会議の結果が報告されました。効果の出ているものや進んでいるもの、またそうでないものと各施策について検証がされておりました。委員会において質疑をさせていただきましたが、来年度予算編成が始まる時期ですので、改めて一般質問で取り上げたいと思います。

各担当課において進捗状況、課題などをまとめ提出し、検証を受けたものと理解していますが、来年度どのように方向づけをしていくのかということが重要だと思います。中には方向転換が必要なもの、代替案を検討すべきものなどが出てきているのではないのでしょうか。予算要求の期限は本日と伺っておりますが、検証結果を創生推進本部、4つの専門部会、ワーキンググループでどのように議論されたのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 人口減少対策の効果についてお答えいたします。

推進本部、専門部会、ワーキンググループにおける議論についてでございますが、4つの専門部会とワーキンググループにおけるそれぞれの基本目標につきましては、一部積算できない部分を除きまして現在のところ数値的にはほぼ達成できているということが言えると思いますけれども、KPI指標の中には平成31年度までに施策、事業に着手というものや平成31年度までにPRカ所を10カ所とするものも

ございまして、果たしてK P I指標としてどうなのかといった議論がなされております。議員ご指摘の中には方向転換が必要なもの、あるいは代替案を検討すべきものなどにつきましても戦略会議の中でも議論の一つとして発言があったところでございます。

総合戦略の推進体制における進捗状況の点検と施策効果検証につきましては、必要に応じて改善内容を検討する、またP D C Aサイクルの導入につきましては必要に応じて総合戦略を改定するとございますが、基本的に着実に実施し、改善するP D C Aサイクルを確立することが重要であるとされていることから、戦略会議の中でも施策の方向転換や取りやめるといったところまでは到達しなかったところでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 必要に応じて変更ということもありましたけれども、検証結果を受けて、再度それぞれの組織で来年度予算に向けて協議して、予算要求をしていくべきだと思うのです。それには若干スケジュール的に厳しいのではないかと、いうふうに私は思っていて、検証結果が反映されないのであれば何のために検証したのかというのがわからないのではないかと思います。まず、この検証会議そのものを来年度から少し前倒しをしていくというお考えはないのかお伺いしたいと思えます。

そして、委員会でも事業概要がつけ加えられている事例を指摘しまして、変更できるのではないかと、いうことを私は指摘しました。私は、変更というのはしていけるものだというふうに思いましたけれども、取りやめまでという話ありましたが、取りやめまで至らなくとも効果が出ていくように修正していく必要というのは十分にあると思えますが、この検証会議の時期のこと、あるいは修正についてもう一度お伺いします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山涉君） 検証会議の時期、事業概

要等の修正についてお答えいたします。

総合戦略における進捗状況の点検と施策の効果検証につきましては、毎年11月を評価する時期としておりまして、また必要に応じて改善内容を検討しているところでございます。しかしながら、戦略会議等の中でさまざまな意見も出ておりますことから、検証会議の時期につきましては会議形態のあり方を含めた中で検討してまいりたいと考えておりますし、事業概要等の修正につきましても適宜行ってまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 検討されるということ。きのうの一般質問でも4つの基本目標に分けて検証してはどうかという指摘もありました。私も賛成できるところだなと思って聞いておりました。しっかりと検証して、翌年に反映させていくということが重要だと思います。検証会議の改善はそれとして、大事なことは施策の推進だと思います。そして、K P Iを達成するというのは目標であって、達成した結果人口減少に歯どめがかかる、これがなし遂げられるべきことだと思います。ですから、先ほど言ったように一部事業概要を変更しているそういったところも大いにほかのところでもやっていく必要があるというふうに思います。実情に合った修正、追加を加えるべきだということをご指摘したいというふうに思います。この質問は終わります。

次のイの世代ごとの施策についてお伺いします。働く世代、高齢者世代に分けて大きく各世代の呼び込み、流出抑制は人口減少対策の基礎となる部分だと思います。働く世代については、市内企業に働いている人が住んでもらえるような施策が進んでいることから、企業への働きかけ、周知、協力ということが極めて重要になってくると考えております。ことしの3月議会で市内各企業などにおいてどのぐらい転入された従業員がいたのかなど調査も必要ではないかと質問した際、調査をしていくと答弁をいただいております。実施されたのであれば、どのような結果だったのかをお伺いしたい。

高齢者施策においては、おためし暮らしなどの呼び込み施策は一定の効果があると思います。おためし暮らしの戸数拡充はどうなっているのか。また、流出もあわせてC C R C構想、サ高住はめどが全く立たないことから方向転換する必要があると考えますが、6月議会で取り上げたように市内高齢者施設の入居費用の一部助成制度化など代替案を取り入れていく必要があると思いますが、お考えを伺います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 世代ごとの施策についてお答えいたします。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略における各種施策の着実な実施により、まちの経済発展や人口減少率を抑制するものと考えております。ことし3月の第1回定例会にてお答えさせていただいた現状どのくらいの方が赤平市へ転居していただいたのかという調査でございますが、単純に転勤等によります転入を除いたいわゆる移住としての数値でございますが、14世帯24人と把握してございます。

おためし暮らしの戸数の拡充であります。現在医師住宅1戸のみの活用となっております。今後は、現在活用しております市街地の1戸のほか、自然を満喫できる郊外の家屋も利用ということも検討してまいりたいというふうに考えておりますが、おためし暮らしでの活用でございますので、なかなか適切な物件、これらが見つからないというのが現状でございます。

ご質問にありました入居費用の一部助成制度化につきましては、有料老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅の入所費用に関することというふうに思いますけれども、少ない年金収入などで生活されている方々、費用負担が困難なため入所できない方も多数いらっしゃるというふうに思っております。しかしながら、費用負担の金銭的な支援措置というもの現状ございませんので、今後におきましては総合戦略の中で高齢者の住宅需要の動向も踏まえ、建設時の助成や入居費用の低減を図る制度、こういったものの創設を検討してまいりたいと考えており

ます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 調査について今世帯数述べられましたが、これも多分先ほどの調査の質問と同じように企業に聞き取りをしたものではないのではないかと思います、今の答弁ですと。なぜ企業に協力をしてもらえないのでしょうか。検証会議でもさまざま意見が出されておりましたけれども、企業がこういった制度を知らないのではないかとまで言われていたのです。これでは働いている方が赤平に住んでもらえるわけがないと思います。検証結果を真摯に受けとめているならば、周知、協力要請というのは企業に対してもっと力を入れていくべきだということを強く指摘したいというふうに思います。

そして、高齢者対策に関しましては、半年たっても残念ながら全く同じ答弁ということでした。おためし暮らしの戸数はふえない。サ高住は予定がない。6月に高齢者の実情を聞いたのではなかったでしょうか。入所が困難で赤平から出ていっている方が実際にいるということです。どうして現実的に考えていただけないのか。今の答弁の最後のほうにありましたけれども、建設時の助成、入居費用の低減を図る制度とは戦略の中のサ高住整備についてだと思えます。では、サ高住は一体いつできるのか。この制度はいつ創設されるのかお答えいただきたい。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 民間事業者によりますサービスつき高齢者向け住宅、いわゆるサ高住建設につきましては、介護事業者の従事者等の確保が厳しいという状況から建設を予定している事業者はございませんが、市内の有料老人ホームや認知症の対応もしているグループホーム、これらの入居費用の低減を図る制度と、こういったものの創設を検討してまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 戦略以外でも検討をしていくというふうに捉えたいと思います。でき

ないものをいつまでも待ってはいただけないという現状、人口減少は待ってはいただけないということなのです。先ほども戦略内の施策の一つが事業概要を追加したことを指摘したと言いましたが、委員会で企画課長は担当課の判断でつけ加えられたものだと答弁がありました。一方で、きのうは特別対策室をつくってはどうかという質問に対して、企画課が総合的に判断する、それを強化していくということを答弁されました。私ちょっと正直理解に苦しんだのです、きのうの答弁。しかし、各課から上がってきた意見を企画課で総合的に判断し、今のような答えを出されるということで理解をしたいと思います。

ここで担当課の声を一回聞いてみたいと、確認したいと思うのですが、6月には介護健康推進課長は、地域包括支援センターに相談に訪れる方の中には入所費用の負担が難しいということで他市町村へ転出されてしまう方も現実としてはいる。相談に当たる職員もその現実に直面し、むなしさにさいなまれることもある。担当課の立場としては、新たな支援制度を総合戦略に追加で盛り込んでいただいた中で対応していくことが非常に重要と感じている。途中飛ばしましたが、議事録もここにありますけれども、間違いないですね、こういうことで。現状変わっていますか、介護健康推進課長。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） ご質問にお答えいたします。

今議員さんがご質問いただいたとおりの現状は変わっていないというような状況になっております。ただ、今企画課長がお答えした中で、そういった制度の創設を今後ということで、そういった意見をいただいたことによって一歩進めることができるのではないかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 市長、こういうことなのです。担当課はこう答えています。高齢者の現状、職員の現状、そして企画課も総合的に判断す

る企画課、きのう副市長もこれをお認めになりました。こういうことをやっていくべきだということをおっしゃいました。市民の方々の声、職員の声、どうですか。きのうもこんな場面ありましたけれども、市長、改めてこの施策検討していかれるお考えありますか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 私も今議員おっしゃるように市民のために、このまちのためにあらゆる努力をしていかなければならないというのは、これはごもったもな話でございます。今担当課でもってそういう話が出て、企画課でそういう話が出ましたよ。いつも情報を共有しながら、できることは素早くやれという話をしておりますし、市民の方々にもできることはやっていただきたい。できないことは行政が応援しましょう。ともにまちをつくっていきましようという、そういう基本的な考えになって私ども行政をつかさどっている、そういう立場であります。ですから、まずはこの役所の中から、行政内部からそういった連携がきちっととれば、市民の方々も安心してまた生活をしていける、そういう環境になるというふうに思いますので、職員の方々のご意見を参考にしながら、ぜひとも仕事のしやすいそういう市役所、行政、そういったものを私もご意見を賜りながらつくり上げていきたいというふうに思っております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 ありがとうございます。ぜひ市民の声しっかり聞いて、スピーディーに行っていただきたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。②番、炭鉱遺産公園整備事業について、アのガイダンス施設についてお伺いをしていきます。11月に炭鉱遺産活用のあり方について九州へ視察に行ってきました。赤平市の炭鉱遺産活用基本構想について志免町の複合施設シーメイトの立坑のある公園であったり、荒尾市の万田坑ステーション、これは恐らくガイダンスのイメージだと

思います。大牟田市の石炭産業科学館など随所に参考にしたであろう部分を目の当たりにして、今までの基本構想のイメージというものがはっきりとわかってきました。しかし、人口はもちろん閉山に対するあらかじめ対策、これきのうも指摘あったと思います。大都市へのアクセス、そして何より世界遺産と条件が違うことも同時にわかったと言わなければなりません。条件が違うということは、私たちの前に視察に行った市長、担当課も見てこられたと思います。今までしかしその条件が違うといったところがピックアップされなかったのは、やはりどうしてもこの施策進めたいというお気持ちあったからだと思います。

そこで、ことしの4回にわたる市民説明会、春と秋の市政報告会や住民懇談会において市長を初め行政は、立坑保存とガイダンスだけはやらせてほしい。できるだけお金をかけない。無理するようなことはしないと述べてまいりました。来年度運用開始に向けて備品購入費用、維持管理費用、運営費用など予算要求がされてくると思います。私は、当然抑制的に行われるものと考えますが、どのような方針なのか。11月に行った議会報告会と意見交換会においても市民の方から多くの意見がいまだに出されるこの炭鉱遺産活用基本構想、十分な市民の理解を得られて進められているとお考えでしょうか。私は、市民の方々にはまだまだ理解がされていない、説明が行き届いていないと感じました。来年度予算要求、市民の理解の2点についてお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） ガイダンス施設についてお答えさせていただきます。

初めに、新年度に向けた予算要求に関しまして現在詳細について最終協議中のため確定的なものではございませんが、備品購入費を含めた資料展示物整備のために必要な臨時的経費は3,000万円程度で、本経費には中空知ふるさと基金取り崩し額を炭鉱遺産に活用するために積み立てておりますあかびら創生基金を充当させていただきたいと考えております。

また、年間管理運営費につきましては、ガイドを中心とした臨時職員1名、炭鉱遺産PR、特産品開発を中心とした地域おこし協力隊2名、ガイド及びイベント企画を中心としたNPO法人炭鉱の記憶推進事業団への委託、その他施設の管理費を加えますと総額1,500万円程度を想定しておりますが、先ほど申し上げた地域おこし協力隊につきましては、開設期間から3年間の期間限定となりますが、人件費及び活動費に関しましては1人当たり400万円の国からの財源措置が見込まれるため、合計800万円を差し引いた市の実質負担は700万円程度と見込んでおります。このほか文化財保護室として市正職員の専任職員の配置について要望しているところであります。

なお、歳入に関しまして施設の入場料につきましては、不特定多数の方にご来場いただくため無料として、炭鉱遺産のガイド料金は有料とすることを想定しております。

これら予算査定後における新年度予算及びガイダンス施設条例に関しましては、次期定例市議会においてご提案させていただきたいと思いますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、市民理解につきましては、我々行政といたしましては赤平市総合計画を初め重点的な計画を策定する際には常に市民代表者による組織を設立し、市民説明会やパブリックコメントなどを得て策定し、広報あかびらや市ホームページのみではなくチラシを作成し、全世帯に配布するなど市民周知に努めております。平成21年の市議会で全会一致をもって議決された第5次赤平市総合計画においても炭鉱遺産に関しましては保存継承と観光面の施策として位置づけられており、このたびの赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略につきましても産官学金労による市民代表者及び有識者のほか、50歳以下の市民代表者による総合戦略会議、みらい部会を設置してしっかりと協議を行い、炭鉱遺産の施策が継続的に位置づけられたところがございます。これらの計画を基本として、炭鉱遺産以外の施策につきましても実現するために全力を挙げて努力しておりますが、



確かにことしの市民説明会や住民懇談会などでガイダンス施設を初め炭鉱遺産の活用に関する市民からの反対意見も複数お聞きしており、所管は違いますが、今後こうした市民協議を得た計画施策であっても具体的な個別事業を行う際には議会での議論もあり、全ての事業とは申しませんが、こういった基準で市民と協議すべきか議員の皆様からの意見も参考としながら、規定などについて市長部局を中心に協議する必要があるというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 私は、抑制的に行うべきだと思うが、方針はということを質問したのです。ただ、金額的なことがいろいろまず述べられました。中空知ふるさと基金が創生基金に取り崩して繰り入れられましたけれども、それが炭鉱のひもがついていたのかどうかというのは、私は総合戦略のためにというふうに理解をしていましたが、それ1点ちょっと財政課に確認したいのですが。

○議長（北市勲君） 財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君） その点につきましては、今確認がとれないような状況です。私今の現在では当然創生基金の中で積み立てられておりますので、しごと・ひと・まちの全体的な事業に使うものかなということなのですが、ちょっとその経緯につきましては、申しわけありませんが、この場では確認とれませんので、よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 今答えられないということですので、後ほどしっかり答えていただきたいというふうに思います。

そして、今人員についても若干お答えがありましたが、昨日の重要文化財についてのいわゆるプロジェクトチーム的なものの答弁と同じ内容だったかと思えます。1点申し上げたいのが視察先で荒尾市の産業振興課世界遺産推進室長の方がおっしゃっていたのは、世界遺産の広域連携のプロジェクトチームのことであります。私もそれを聞いておりました。

そのトップは内閣府であります。そして、九州電力や三井造船など現役大手企業や関係自治体のチームということであって、ちょっと重要文化財だけのチームとは意味合いが違うのではないかと。市長の受けとめに誤解がないよう1点指摘をしておきたいというふうに思います。

話を戻しますが、財源についても今ほど言及があり、その部分がいわゆる抑制的に考えているというところのあらわれだというふうに受けとめます。しかし、備品購入、委託料削減などできるところは削減した上で予算編成に臨むか、臨まないか、それが大事になってくるというふうに思います。これから各課のヒアリング、そして来年1月には市長、副市長の査定もあると思いますが、市長、これだけ注目されているこのガイダンス施設の費用について何かお考えがあるのか。もう既に指示されているようなことがあればお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 当初から申しておりますように、赤平市の財政に負担をかけるような、決してそれをやるから例えば子育てが細々となりますよ、あるいは高齢者福祉がおろそかになりますよ、そういうようなことは決してないように思います。そういうことをやった上で、そしてガイダンス施設ということになるかと思えます。そうしないと、市民の皆さん方からのご意見をきちっと受けとめたということにはつながっていかないのかなと。

それと、今ご指摘がございますように市民の方々が十分に理解をされなかったのではないかとご指摘もいただきました。私自身もそういったものがあるのかなというようなことで、本当にそういう市民の方々に誤解を受けた部分、あるいは間違った認識を受けた部分があるのであれば、それは私としても申しわけなかったということを今回の議会をおかりしながらもおわびを申し上げたいというふうに思います。

ただ、赤平のまちづくり、将来に向かってのまちづくり、そして市民の方々に今までつくってきたも

のをきちっと形として残す、そして子供たちに引き継いでいくという部分では、この炭鉱遺産というのは赤平にとって必要なものだという私は自負を持ってこの事業を推進してまいりたいというふうに思っておりますし、決して市民の方々に過分なる負担をかけながらこの施設をどんどん、どんどんやっていくというようなことはいたしません。それは、この議会をもってはっきりと明言をさせていただきますし、どんなことがあっても私はそういった意味の中でこの事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 まずは、抑制的なところを再質問したつもりでありましたけれども、図らずも次に質問しようと思っておりましたが、市民理解についてもう一度聞きたかったのです。今お答えをいただきました。抑制的にやるべきだという指示があったのか、なかったのかということを知りたいのですが、今のお答えの中に無理をしていないということをもっと改めておっしゃったので、そういう考えだというふうに理解をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、市民理解についてなのですけれども、先ほどの答弁では平成21年の第5次赤平市総合計画、昨日もこれあったと思うのですけれども、全会一致だったという話が昨日もあったと思うのです。確かに第5次赤平市総合計画は全会一致でありました。しかし、そのときには基本構想などもなかったし、大きな方針の中の一つだったのではないかということが言いたいのです。全員協議会の議事要旨、私も読ませていただきました。その中には身の丈に合った財政運営をしていくというふうに行政側も答弁をされている場面がありました。そして、この計画の中には赤平高校の存続も入っておりました。しかし、現在赤平高校はありません。つまり計画というのは、その時々でやっぱり変更されていくと思うのです。計画策定のときに全会一致で認められたから、市民理解が得られずともよいとはならないということは

申し上げたいというふうに思います。

市長部局を中心に協議する必要があると先ほど述べられておりましたけれども、今市長からそういったご答弁いただきました。きょう道新に載っていましたが、炭鉱の記事。私も朝見て思ったのですけれども、これことしの大きいニュースをきのうから8回載せているやつなのですけれども、きのうは衆議院議員が3人空知からという記事でした。その次にきたのがこの炭鉱遺産です。やっぱり注目度は高いわけです、空知の中でも。その中で、すごくいいことをやっていると思います。アートプロジェクト等きのうもありました。しかし、事業規模、合意形成、ここは本当に大事なところだと思うのです。先ほども市民の誤解がないようにここでおわびをさせていただきますとまで言っていたいたのですけれども、やはりまだまだ理解されていないのだと思うのです、市民の方々。先ほど言ったように子育てがおくれないようにやっているのだと言っても、市民の方々がわかっていない。わかってもらわないと説明したことにはならないというふうに思うわけです。ですから、やっぱり丁寧な説明、そして市民理解というものをまた改めて市民の方々に向けてやっていただきたいということを再度お願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

イの立坑やぐらについてお伺いします。無償譲渡を受け、市の所有になったこの立坑やぐらは、位置づけがいまだにはっきりしていないのではないかと私は思っています。炭鉱遺産活用基本構想が策定され、ガイダンス施設は来年3月に完成する予定ですが、立坑やぐらは一体観光施設なのか、観光資源なのか、それとも公園の一部のものなのか。文化財を目指しているということは理解しておりますが、条例などで定める必要がないのでしょうか。ガイダンス施設は今後、先ほどあったかと思えます。恐らく社会教育施設として設置条例定められてくると思いますが、立坑やぐらにもこの基本構想の中では緊急的改修、長期的改修、耐震関係、こういったことで多額の事業費が見込まれております。坑口浴場や

自走枠工場等も含め、位置づけがはっきりしないものに税金を一部でも使い続けることも市民が理解できないところの一つではないかというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 立坑やぐらについてお答えさせていただきます。

立坑やぐら、自走枠工場、坑口浴場の炭鉱遺産につきましては、国のエネルギーを支え、産業発展に寄与し、赤平を発展させてきたまちの歴史としてしっかりと保存継承することが最大の目的であります。近年は国内外ともに歴史や自然環境に興味を持った観光客が増加傾向にありまして、本市においても本年度の炭鉱遺産の来場者数は、国外、市外からのツアー客を含め前年度の約2倍といった状況となりまして、ツアー客に対しましては市内飲食店を紹介したり、その上で昼食をとっていただくなど観光資源になっております。

本年7月に炭鉱遺産文化財化検討委員会を発足いたしまして、国の文化財指定を目指した協議を進めておりますが、これらの協議経過を経て、国の文化財指定の見通しが明らかになった段階において改修費用等に対する国の財源活用を含め、本市の負担額についても協議を行い、保存継承が可能となった時点で文化財としての可能性がある立坑やぐら、坑口浴場、自走枠工場などについて単独で条例を設けるのではなく、炭鉱遺産を一体化した形の条例制定を行ってまいりたいと思っております。

また、先ほど申し上げましたとおり、ガイダンス施設につきましては、来年度から開設となりますので、条例及び予算に関しまして次期定例市議会においてご提案させていただきます。

なお、来年度からは、ガイダンス施設に関する経費が必要となってまいりますが、炭鉱遺産施設に関しましては、緊急修繕が発生しない限り坑口浴場には一切経費がかかっておりませんし、自走枠工場におきましては自家発電機の燃料費のみ、立坑やぐらの事務所につきましてはライトアップを含めた電気

代のみといった現状でございます。今後多額な事業費を必要とされる場合につきましては、本市の財政状況を見きわめた上で国等の財源確保の検討を含め、議員の皆様にご協議をいただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、今の質問とは違いますが、先ほどの中空知ふるさと基金の関係、経過でありますけれども、これにつきましては中空知ふるさと基金自体に道の財源も入っております、そしてその道の財源を含めて活用するために、各中空知の自治体が広域的な地域連携を図って効果を上げられるような事業に対して活用するのであれば、取り崩しに対して賛成していただけるということで、事業計画というものを各自治体で出しております、その中でこれは行政常任委員会等でもご報告させていただいたのですけれども、赤平市については炭鉱遺産、それがほかのまちも含めて連携をしていくという流れもありましたし、またそういうところに人がお越しになったことで他のまちにも流れていくといった連携事業にもつながるということで、そここのところの事業として計画で提示している、そこに活用するためにあかびら創生基金に積み立てるということで、昨年12月の議会で提案させていただいた上で積み立てているという経過がありますので、その点ご理解いただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 基金のほうは、委員会にも報告があり、昨年12月にも補正ですか、きっと、補正でやったということなので、議事録等をもう一度確認したいと。ただ、行政のほうも見解は一致していただきたいというふうをお願いしたいと思います。

そして、質問のほう、答弁のほうなのですが、保存継承が可能になった時点で、単体ではなく一体化した形で条例制定を考えているということでした。緊急修繕以外は大きな費用を要しないということも確認がとれました。また、ガイダンス施設についても来年3月、設置条例ができるのではないかと

ことであります。いつまでも存在根拠がはっきりしないというのも市民理解の進まない一つの要因だと思います。少なからず今ガイダンス施設については次期定例会ということで明確になったので、提案時に改めて予算とともに審議したいというふうに思います。この質問を終わります。

大綱の2、赤平市公共施設等総合管理計画について、①、進捗状況と変更点についてお伺いします。計画が策定され、約2年がたち、変わってきたところも出てきていると思います。例えば旧平岸小学校が改修され、平岸コミュニティセンターとして運用開始されたことにより、新たに平岸高齢者コミュニティセンター、平岸児童センターが遊休施設となりました。この計画は、あくまで大きな方針なのだろうと思いますが、基本方針で2025年に2015年時点より20%削減するとしています。進めるに当たってめど、目途として、いつまでにどこに着手するといった個別計画というか、タイムスケジュール的なものが必要ではないでしょうか。子育て支援施設等整備計画、児童福祉施設整備計画ですけれども、これの策定もこの計画の具体的な部分とかかわってくるとは思います。各課で個別計画を出すなどしてまとめていかないと、計画自体が進んでいかないのではないかと思います。この計画は、単に方針というだけではなく、市民サービス、財政に大きくかかわるものだと思いますので、確認したいと思います。計画の中にある今後の進め方のところの公共施設等総合管理計画庁内マネジメント会議（仮称）、これは現在どのようになっておりますか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 赤平市公共施設等総合管理計画の進捗状況と変更点につきましてお答えいたします。

個別計画等につきまして赤平市公共施設等総合管理計画の中に今後の進め方として記載してございますけれども、全庁的な取り組み体制の構築といたしまして、公共施設の複合化、そして用途変更など公共施設マネジメントの検討と推進におきましては、

既存の施設類型の枠組みにとらわれない取り組みが必要でございます。議員ご指摘のとおり、各課を横断いたします検討組織として組織化した公共施設等総合管理計画庁内マネジメント会議というようなプロジェクトチームにおきまして、公共施設に関する情報の共有、一元化、定期的更新と施設管理の進捗状況の把握と計画の改善を進めていかなければならないと考えているところでございまして、現在関係各課と検討を進めているところでございます。

また、赤平市公共施設等総合管理計画は、社会経済情勢の変化に対応いたしましたこれからの公共施設全般の基本方針を定めたものでございまして、公共施設に関する個別計画の方針を定める総合的、全市的な計画と位置づけておりまして、個別計画につきましては各公共施設の所管課が策定いたしました。具体的な作業に入っていくものと考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕進めていかなければならないということですから、まずマネジメント会議なるものはまだ立ち上がっていないということが確認とれたと思います。

それと、もう一点、総合的、全市的な計画ということをおっしゃいましたが、やはり大まかな方向を示したのがこの計画だということに変わりはないと思います。策定から2年です。そろそろ具体的なことに踏み込んでいかないといけないと思います。新しく平岸コミュニティセンターができ、ガイダンス施設、統合中学校などが建設をされ、使われなくなったところは解体が進まない。認定こども園や市立図書館などは計画も立たない。来年の市政執行方針でも恐らくこの公共施設等総合管理計画に基づきということが述べられてくるのだと私は思います。ですから、今の答弁ですと個別計画は各所管が作業に入っていくとおっしゃっていましたが、既に指示されているものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 各公共施設の個別計画に

つきましてお答えいたします。

各公共施設マネジメントの個別計画の策定につきましては、公共施設等総合管理計画の策定時に関係各課にて検討することとされております。公共施設に関する情報の共有、一元化、定期的更新と施設管理の進捗状況の把握と計画の改善を進めるため、各課を横断する検討組織を立ち上げるべく関係課と検討しているところでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 公営住宅については計画があると思うのですが、長期的なものが。しかし、大きな遊休施設であったり、町内会館の集約だったというものは、やっぱりしっかり計画を立てないと進まないと思うのです。昨日の議論聞いていますと、新しい候補地選定するとか見直していくとかおっしゃっている場面あったのですけれども、何をもとに変えていくのかということだと思うのです。やはり個別計画がないと、それに基づいて変えていくということができないのだと思うので、進まないのではないかというふうに思います。今答弁で公共施設等総合管理計画の策定時に各課で検討することとされているということが答弁されたと思いますので、そろそろ本当に取り組んでいかないといけないのだというふうに思います。しっかりと各課で取り組んでいただいて、連携したマネジメント会議でしっかり方向を定めていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。②の老朽化施設についてお伺いします。11月に新聞報道で室蘭市の市有地売却についての記事を見ました。老朽化した建物がある市有地を売却する際、購入者の解体費用を一部負担する仕組みを導入したというものです。更地にするには解体費用の予算化に時間がかかり、購入希望者が買いたいというときに売れないという課題があったからだということです。赤平市の公共施設等総合管理計画では、課題のまとめで4つ課題を挙げていますが、その中に非常に多い市民1人当たりの公共施設量、そしてもう一つ、改修維持管理費、解体費

の費用措置、この2つが入っております。計画を推進する上で遊休施設、市有地の早期解決につながるのなら検討の余地はあるのではないのでしょうか。赤平市でこの件についてどのように把握をし、可能性、課題などをどう捉えているのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君） 老朽化施設についてお答えいたします。

議員ご質問の新聞報道された室蘭市の例は、用途廃止した建物がある未利用市有地を落札業者による解体を前提に入札するもので、土地の価格より解体に要する費用が高額なため最低入札価格、いわゆる予定価格をマイナス金額に設定して実施されたようです。この場合落札額が1円以上のプラスの場合とゼロ円以下のマイナスの場合とでは契約内容が異なりまして、プラスの場合は建物解体条件つき土地売買契約を締結し、マイナスの場合は市有地流動化負担つき土地無償譲渡契約の仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約となり、落札者が解体工事を実施した後、そのマイナス金額分を負担金として市が業者に支払いをすることになります。この入札のメリットは、市が行う解体工事よりも落札した解体業者等専門業者による工事のほうが安価と予測され、また解体費用の予算化や工事実施までの時間短縮が図られることと考えられますが、この方法による入札を実施する土地の選定方法、予定価格の設定方法、契約条件の設定内容などさらなる調査、検討が必要と考えられます。現時点におきましては、制度導入の有無について明確にはお答えできませんが、歳出の抑制を図ることを目的に継続して調査、検討を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 新聞報道にあった今回のケースは、今答弁にあったプラスの場合のケースでありました。マイナスの場合は、仮契約、議会の承認などいろいろ手続も若干複雑になる、あと日数も要するということでした。実際にこれを導入

した場合に、その後の課題として今もありましたが、例えば落札者が転売をしてしまったり、あるいは住民トラブルが起きてしまったりという可能性も確かにあると思います。そういったところのケアも含めて、当然慎重に検討をしていただきたいというふうに申し上げたい。参考にして取り組むことで遊休市有地の老朽化施設の処分が早まることになるのであれば、ぜひ積極的に検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に……

○議長（北市勲君） 大綱3、4については、午後からよろしいですか。

○1番（木村恵君） はい。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時16分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 午前に引き続き質問させていただきます。

大綱の3、福祉行政についてお伺いします。①、ヘルプマークについて。北海道では、今年度からヘルプマーク及びヘルプカードの導入を決めました。北海道保健福祉部障がい者保健福祉課のホームページでは、ヘルプマークとは義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう作成したマークですと紹介しております。10月中旬から各市町村の窓口において配付が始まるとしてありました。しかし、道内各自治体において対応にばらつきがあるということが報道されており、赤平市では来年1月上旬に受け付け、または周知の開始をすることが報道の中にありました。そこで、受け付けの基準、周知方法、課題も含めてどのように考えて

いるかお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） ヘルプマークについてお答えいたします。

北海道では、希望する全ての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指しており、その一環として今年度からヘルプマークとヘルプカードの導入を決め、当市においても障がい者が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう配付することを決めました。配付対象者ですが、議員のご質問にもありますとおり、人工関節を使用している方や内部障がいの方など外見からはわかりにくい障がいのある方のほか、難病の方、妊娠初期の方も対象となります。使用方法ですが、ヘルプマークは本体の大きさが一般的なカードと同じで、つり下げバンドがついていることから、かばんなどほかの人から見えるところにつけて使用します。また、ヘルプカードは、免許証サイズで、周囲の人に手助けを求めたいときなどに提示するものです。

市民への周知の方法については、広報あかびら平成30年1月号に写真入りで掲載するほか、公共施設などにポスターを掲示したり、市のホームページに掲載したりしてお知らせする予定であります。また、ヘルプマークを身につけた方を見たら、列車やバスなどの公共交通機関で席を譲ったり、困っているようであれば声をかけたりするなどの思いやりある行動をしていただきたいこと、ヘルプカードを提示している方がいた場合にはカードに記載されている内容の手助けをしていただきたいこと、さらには災害などの緊急時には避難の支援をお願いしたいことなどを市民の方に広く知っていただくことも重要であると考えております。

ヘルプマークを必要とする方は、市役所社会福祉課へ申し込みをいただき、交付することとなりますが、ヘルプカードについては市役所で交付するほか、北海道のホームページから直接印刷して活用することも可能であります。

本制度は、道内では始まったばかりであることが

ら、運用が進むにつれ課題が生じることも考えられますが、手助けが必要な人と手助けできる人とを結ぶ制度であることから、市としては今後も広く周知してまいりたいと存じます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 本来は、このようなカードやマークがなくとも助け合って、支え合える社会が構築されることが望まれますが、見た目では助けが必要かわからない方に配慮できる仕組みということです。逆にこれ申請されない方ということも出てくるのではないかと何か点か疑問があるのですが、妊娠初期の方はこのマークを申請し、使用し、後に返却をするのか。あるいは、カードは北海道のホームページから直接印刷できるということになっていますので、誰でも印刷が可能になるのではないかと。あるいは、マークは本当に必要な方に十分提供できる個数が自治体に届いているのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 今回赤平市でもヘルプマークとヘルプカードを配付するに当たっての疑問点が出されましたので、お答えいたします。

最初に、妊娠初期の方がこのマークを受け取り使用し、不用となった場合の対応についてですが、北海道で作成した配付ガイドラインでは、原則として未使用の場合などを除き返還の必要はないということから、当市でも同様の取り扱いとしていきます。

次に、ヘルプカードは、北海道のホームページから直接印刷し、誰でも可能かという点ですが、ヘルプカードにはあらかじめ使用される方の障がい名や病名、緊急時連絡先、かかりつけの医療機関、さらには周囲の方に配慮してほしいことなどを記載することが求められており、必要なときには手助けをする方もされる方もその情報をもととなります。以上のことから、各種情報を記載できない方がダウンロードして使用することはないことから、誰でも直接印刷し、使用できることとなっております。

最後に、本当に必要な方に十分提供できる個数が届いているのかという質問についてですが、北海道では人口割合に基づいて道内各市町村へ配分しており、今回赤平市へは32個が配付されました。この制度は、全道的にも始まったばかりであり、ヘルプマークの1カ月当たりの配付実績等はまだ不明ですが、市民からの交付要望が多くなった場合には市単独で購入し、対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、これからの運用の中で課題が生じたときには、市民の方が迷惑とならないように道とも相談しながら対応してまいりたいと存じております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 返す必要がないということと記載する情報があるので、誰でもということにはならないと。あと、人口割合で配付されたということで32個来ているということが今述べられました。はっきりと対策になっているのかちょっと微妙なところがあると思うのですが、北海道もいつかの取り組みで始めたわけではないでしょうか、もう少し自治体に依存しないような仕組みにしていきたいと思っておりますけれども、聞いてみるとやっぱり自治体ごとに対応がばらばらになる理由にもなるのかなというふうになさけます。しかし、取り組むからにはこういったものは周知が一番重要だということには変わりないようですから、周知徹底、先ほどポスターと広報ということありましたけれども、市内全域で周知徹底していただきたいと思いますというふうに思います。

そして、その外見から援助が必要とわからないという点においては同じなのが聾者の方々であります。次の質問に移りたいと思っております。②の手話環境の整備についてです。ことし4月から赤平市思いやりあふれる手話言語条例が施行され、手話環境の整備は少しずつ進んでいると思われまます。奉仕員養成講座の修了者と奉仕員登録数は、市長報告でも述べられました。午前中の議論でもありました。これに

加え、赤平手話の会の会員もふえてきており、子供たちも毎週通ってくるなど、大変広がりを見せていると思います。先日議会報告会では、広報あかびらの手話にチャレンジのコーナーについても市民から好意的な声も寄せられたところでした。

そこで、改めて手話通訳について申し上げたいのですが、資格としては市町村の多くに設置されている手話奉仕員、都道府県が認定する手話通訳者、そして厚生労働省が認定する手話通訳士とあります。そして、聾者のニーズはといえば圧倒的に手話通訳者になるわけです。このことをぜひ理解をしていただきたいというふうに思います。養成講座を修了したばかりの奉仕員と手話通訳者では、はっきりとした技術の差があります。今回新たに13名の奉仕員が登録されましたが、聾者に安心して暮らしてもらうためには、この方々にさらなるステップアップをしていただきたいと思っております。通訳者養成講座に進んでもらいたいということになりますが、この講座は都道府県で行っており、北海道では札幌まで行かなければならない。午前中もありました。そういった希望者に支援をしていく考えがないのか、改めてお伺いをしたい。

また、自治体によっては、自治体職員向けや大型店舗従業員向けの手話研修をしているところがあります。条例推進に当たって開催に向けた検討をしておりますが、あわせてお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 手話環境の整備についてお答えいたします。

ことし4月から空知管内では初となる手話を言語と位置づけた手話言語条例が施行されたことに伴い、市としてもより一層市民への手話に対する理解を深める活動が重要となり、広報あかびらに手話コーナーを設けるなど取り組みを進めております。

昨年からことしにかけて開講した手話奉仕員養成講座の入門課程と基礎課程の受講を修了した方の中からこのほど13名の方が赤平市手話奉仕員として新たに登録していただき、総勢で21名となり、今後の

活動に対し期待しているところであります。しかし、聾者が病院へ行くときに付き添う場合など専門用語を手話通訳するためには、より一層の研修が必要であり、今回登録していただいた奉仕員の方には今後も研修を受けていただきたいと考えていることから、奉仕員への研修機会増のためには行政としてどのような財政支援ができるのかを現在担当課で調査、協議を進めているところであります。

次に、自治体職員や大型店舗従業員に対する手話研修会についてですが、聾者の方が来たときに簡単な挨拶ができるだけでもその後のコミュニケーションは進むと思われることから、研修会の開催は必要なことと存じます。市では、手話の普及を進めるため、庁議において各課が所管する団体への講習会開催について周知をしたところであり、今後も引き続き取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 研修機会をふやしていくために協議しているということなのです。午前中もそうだったのですけれども、余り積極性を感じない答弁になると思うのです。来年度何をするかということが非常に大事だと思うのです。病院などに、各施設に手話通訳者を配置してほしいとか、複数配置してほしいというのが聾者の最大の願いなのです。しかし、道から認定されている通訳者は、午前中もありましたが、赤平市在住の方は1名です。赤平市あと2名は、芦別市と上砂川町に住んでいらっしゃる方、3名なのです。通訳者の新規雇用は確かに難しいだろうと思います。そして、今そのことは聾者の方々にも十分理解をしてもらっているところでもあるのです。ただ、奉仕員がこのようにふえたことで通訳者を目指す方がふえたというのは間違いのない事実だと思うのです。この奉仕員の方たちが通訳者を目指す、そしてこの方たちすぐには通訳者にはなれないです。知識と経験が必要です。まだまだ病院の通訳であったり、役所の手続の通訳であったりというのは難しいわけです。ですから、そうい



った方たち来年度ぜひ意思のある方は行っていただきたいのです、次のステップに。そういった方たちに来年度ぜひ後押しをしていただきたいということを申し上げているのです。先日の委員会でも学生地域連携の件で交通費の問題出ていました。北海道広いので、交通費とか交通手段がやっぱり一番支援してほしい部分だと思うのです。ぜひそういうところを市のほうで援助していただきたいというふうに思います。

11月18日の第50回赤平市社会福祉大会、私も手話の会の方と聾者の方と参加しました。そこで手話で自己紹介を市長されていましたよね。今でもできますか。継続しないとやっぱり忘れてしまうのです。ですからこそ来年のいつきをなかなか進まないというブランクにしないで、来年度さらなるステップをやっていただきたいと。通訳者養成講座の受講に対する支援であったり、奉仕員養成講座の次期開催であったり、手話研修会など来年度積極的に取り組んでいただきたいというふうに強く要望を申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

大綱の4、教育行政について質問します。①、幼稚園についてです。アの2歳児受け入れについて。待機児童解消に向けて、国の方針として幼稚園の2歳児受け入れが来年度から始まります。保護者の選択肢が広がることや既に待機児童が出ていることから、赤平市としては積極的に検討されるべきところと考えておりますが、どのように考えているのかをお伺いしたい。報道では、2歳児の保育経験がなくノウハウがないとか、2歳児の場合は排せつや食事の世話など3歳児以上に個人差が大きいとか、新たな教室や昼寝のスペース確保など物理的に難しい、こういった課題も出されており、全体としては慎重な声が多いということは承知しております。しかし、ゼロ歳児から2歳児が待機児童の9割近くを占めている現状、これは赤平市でも同様ではないでしょうか。子育て世代の流出が懸念されます。来年度の待機児童の可能性も昨日いろいろありました。現実として起こり得ます。認定こども園もまだまだ先

になることは今までの議論からも明らかであります。教育委員会の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 2歳児受け入れについてお答えいたします。

文部科学省では、待機児童を解消するため来年度から幼稚園での2歳児の受け入れを認める方針を決め、2歳児を受け入れる幼稚園は職員配置基準を緩めるよう検討するとしているところですが、職員配置基準に関する通知はまだ示されていない状況であります。幼稚園において2歳児を受け入れることにより、待機児童の解消につながるということは理解できるものではありませんが、議員がご指摘のように報道で述べられている課題につきましては本市においても同様の課題であり、そのためには新たなペースの確保や職員の増員が必要となりますことから、困難な状況にあると考えます。

教育委員会としましては、待機児童解消のため2歳児の受け入れについて検討していくとともに、認定こども園開設に向け、幼稚園現場の声を十分に聞くなどして協力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 検討していくということは確認とれたのですけれども、検討にもいろいろあると思うのです。私も十分理解しているのですけれども、確かにこの国の方針というのは具体的なことは何も示されていないわけです。待機児童解消に対して苦肉の策というのが否めないと思います。抜本的な幼児教育の無償化であったり、保育士の待遇改善など、選挙が終わると先送りされているような状況で、もともとこういったところに消費税の増税を財源に充てるということも私は全く理解できないわけです。今すぐにでもこういったところを取り組んでいただきたいし、具体的な策を講じていただきたいということは日本共産党はずっと提案をしているわけですが、ここで国に対する意見ばかりも言っただけではいられませんので、話を戻しますが、赤

平市の現状を見ますと、きのうも議論ありましたが、来年度待機児童が出るおそれがあるのです。保育の質が低下するかもしれない。例えば面積要件などもありましたけれども、ゼロ歳児から1歳児、果たして面積要件で受け入れられるのか。あるいは、保育士の負担、こういったものは高まる一方なのではないかというのが現場からの声だと思えます。ゼロ歳から1歳は当然保育所になりますが、同じ2歳から5歳を預かる施設として協力し合えるところはぜひ協力をしていただきたいということを申し上げております。認定こども園、先ほど言いました。まだまだ先であります。それに向かってことは3回子ども・子育て会議もやっております。そういうときにぜひ双方の現状、問題点などを共有し合って取り組んでいただきたいというふうに思うのです。このことを申し上げまして、次の質問に移ります。

最後の質問です。イの預かり保育について質問します。幼稚園では、在園児を対象に保護者の就労を条件に預かり保育を実施しております。時間は、通常保育中は幼稚園終了後から午後5時30分まで、長期休業中は午前9時10分から午後5時30分までとなっております。利用料は月額4,000円です。預かり保育の利用料が月額の定額になっている理由は一体何なのか。1日預けても毎日預けても同じということで、保護者の選択肢が狭められていることにはならないのでしょうか。つまりふだんは幼稚園でいいのだけれども、一時預かりを頼まなければいけなくなったとき月額ならばということで最初から保育所というケースもそれほど多いケースではないのかもしれませんが、例えば日割りだったら幼稚園がいいというような意見は全く出ていないのかということです。あるいは、月額料金の見直しなどは過去に行われているのか、これとあわせてお伺いをしたいと思えます。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 預かり保育についてお答えいたします。

赤平幼稚園におきましては、平成19年8月より預

かり保育を実施しており、預かり保育料の月額4,000円につきましては、当時預かり保育を実施していた他市町村の公立幼稚園の預かり保育料を参考に定めたものであります。なお、この約10年間において預かり保育料の改定は行っておらず、このたび空知管内で預かり保育を実施している4カ所の公立幼稚園の預かり保育料を調査した結果では、1時間当たりの額で比較したところ本市が一番低い額となっているところ です。

また、預かり保育料の日額制についてであります。幼稚園が保護者に対し毎年1回実施しておりますアンケート調査におきましては、日額制を望む声や預かり保育料の値下げを望む声は聞こえてはこない状況であります。また、預かり保育料が月額制から日額制に変わることにより、幼稚園に入園させたいという保護者の声も聞こえてはいない状況であります。しかしながら、預かり保育料の月額制による保護者の不公平感はあるものと考えますし、日額制に変更することにより待機児童の解消、あるいは子育て支援につながることも考えられますことから検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕今のところニーズがないというような答弁だったと思うのです。ただ、不公平感はあるかもしれないということでした。しかし、共働きが多い現状を考えると、ゼロ歳から預けられる保育所に意識が向くのは保護者の普通の考えだと思うのです。幼稚園でもここまでやっていますというアプローチは大切だと思います。私は、幼児教育の重要性というのは非常に大きいと思っております。できれば幼稚園に入りたいという方いると思うのです。他市の状況はいろいろ違いがあると思いますが、これも先ほどと同様赤平市の現状を的確に捉え、取り組むべきことだということを申し上げたい。今は保育所のほうに大きな課題があるという現状でありますけれども、こども園ができたらどっちが負担があるとか課題があるとかということには

ならないのだと思うのです。ですから、今からそういうことを連携してやって行っていただきたいというふうに思っています。

13日の行政常任委員会において就学援助制度の新入学児童生徒学用品費の入学前支給について報告がありました。私もこの3月に取り上げた問題が管内でも余り取り組まれていないというこういった経緯の中、大変素早く対応していただいたと思います。本当に評価されることだと思います。保護者の方にも喜ばれると思っております。同じように積極的に取り組んでいていただきたいと、このことを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（北市勲君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第4 議案第259号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、日程第5 議案第260号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第6 議案第261号赤平市税条例の一部改正について、日程第7 議案第262号赤平市立学校設置条例の一部改正について、日程第8 議案第263号赤平市学校給食費の管理に関する条例の制定について、日程第9 議案第264号赤平市子育て支援条例の制定について、日程第10 議案第265号赤平市道路占用料徴収条例の一部改正について、日程第11 議案第266号赤平市市営住宅条例の一部改正について、日程第12 議案第267号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長報告を求めます。行政常任委員会、伊藤委員長。

○行政常任委員長（伊藤新一君） [登壇] 審査報告を申し上げます。

平成29年12月12日に行政常任委員会に付託されました議案第259号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、議案第260号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第261号赤平市税条例の一部改正について、議案第262号赤平市立

学校設置条例の一部改正について、議案第263号赤平市学校給食費の管理に関する条例の制定について、議案第264号赤平市子育て支援条例の制定について、議案第265号赤平市道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第266号赤平市市営住宅条例の一部改正について、議案第267号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、以上9案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成29年12月13日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第259号、第260号、第261号、第262号、第263号、第264号、第265号、第266号、第267号について、一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第13 議案第268号平成29年度赤平市一般会計補正予算、日程第14 議案第269号平成29年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第15 議案第270号平成29年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第16 議案第271

号平成29年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第17 議案第272号平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第18 議案第273号平成29年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第19 議案第274号平成29年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第20 議案第275号平成29年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君）〔登壇〕 議案第268号から議案第275号までの各会計補正予算につきましてご説明申し上げますが、金額の増減を伴わない財源補正及び給与改定、人事異動による調整を理由に行う職員給与費、事業支弁等件費関連の補正につきましては、内容の説明を省略させていただきます。

議案第268号の一般会計補正予算（第6号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ1億2,929万8,000円を追加し、予算の総額を107億2,968万円とするものであります。

初めに、歳出予算について説明申し上げますので、事項別明細書6ページをお願いいたします。2款1項3目電算管理費9万4,000円の増額は、本年2月より市役所のインターネット回線は北海道自治体情報セキュリティクラウド経由となっておりますが、来庁者の利便性を図るWi-Fi通信や対象外の市議会及び学校間通信のためには従前の回線を利用するほうが効率的であることから、それを維持するための通信運搬費であります。

4目広報広聴費6万円の増額は、広報原稿データ及び写真データ保存用のハードディスクを購入するための備品購入費であります。

9目企画費1億3,373万7,000円の増額は、最低賃金の改定等に伴う増額のほか、ふるさとガンバレ応援基金の増額補正に伴う返礼品や手数料等の費用並びにあかびらガンバレ応援基金積立金を計上するものであります。

14目市民生活費50万円の増額は、各コミュニティ

センター及び町内会館等における今後の緊急修繕対応見込み額を追加するものであります。

8ページをお願いいたします。3項1目戸籍住民基本台帳費275万4,000円の増額は、マイナンバーカード及び住民票等への旧姓併記を行うための住民基本台帳システム改修に伴う社会保障・税番号システム整備業務委託料を計上するもので、全額総務費国庫補助金が充当されます。

10ページをお願いいたします。4項2目衆議院議員選挙費48万7,000円の減額は、選挙の実績に基づき精算するものであります。

12ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費6万6,000円の増額は、民生費道委託金交付決定額の変更に伴い民生委員児童委員協議会補助金を増額するもので、民生費道委託金6万5,000円が充当されます。

2目障害者福祉費118万4,000円の増額は、平成30年4月実施予定の障害者総合支援法改正に対応したシステム改修経費を増額するもので、民生費国庫補助金59万2,000円が充当されます。

3目老人福祉費22万円の増額は、寿の家幸町老人クラブ会館トイレ及び玄関ドアの老朽化に伴う修繕料であります。

5目後期高齢者医療費1,205万5,000円の減額は、平成28年度医療給付費負担金の確定によるものです。

14ページをお願いいたします。2項1目児童福祉総務費287万1,000円の増額は、要保護児童対策調整機関担当者研修会出席に伴う旅費1万2,000円、児童発達支援の利用者及び利用回数の増加に伴う障害児施設給付費支払手数料5,000円及び障害児施設給付費285万4,000円を増額するもので、給付費に対して民生費国庫負担金142万7,000円、民生費道負担金71万3,000円が充当されます。

3目子育て支援センター費38万7,000円の増額は、賃金改定に伴うものであります。

5目児童館費14万3,000円の増額は、平岸児童センター閉館に伴う開口部等の閉鎖を行うための修繕料

であります。

16ページをお願いいたします。4款2項2目じん芥処理場費100万円の増額は、じん芥処理場進入用道路の沈みを改善するための修繕料であります。

20ページをお願いいたします。8款5項1目住宅管理費960万7,000円の増額は、4月18日の強風及び台風18号の災害時被害を緊急修繕で対応したことにより、今後の公営住宅緊急修繕料の予算不足が見込まれるために479万5,000円、台風18号による住吉団地11号棟の屋根補修工事として481万2,000円を増額するものです。

2目地域住宅建設費120万円の増額は、福栄地区の除却に伴う市営住宅等移転補償金8戸分を追加するもので、土木費国庫補助金60万円が充当されます。

22ページをお願いいたします。10款2項1目幼稚園費150万円の増額は、賃金改定及び支援を要する園児に対応するための幼稚園教諭任用人数増によるものです。

24ページをお願いいたします。4項1目学校管理費140万円の減額は、備品購入費の入札執行残によるものです。

26ページをお願いいたします。5項6目交流センターみらい費43万2,000円の増額は、防犯カメラ用レコーダー故障に伴う修繕料であります。

28ページをお願いいたします。13款1項1目から3目及び6目、7目、各特別会計への繰入金につきましては、人事異動及び給与改定等に伴う職員給与等補正分のほか、繰越金の計上に伴う歳入不足額及び超過額の調整分を計上するものであります。

戻りまして、事項別明細書の4ページをお願いいたします。次に、歳入ですが、決算見込みによる歳出補正に伴い国庫支出金、道支出金をそれぞれ増減し、また収入見込みによりふるさとガンバレ応援寄附金を9,000万円増額するほか、今回の補正財源として平成28年度決算に基づく剰余金を全額計上するため繰越金を2,752万1,000円増額するとともに、本補正の歳入不足額を補填するため財政調整基金繰入金613万2,000円を増額するものであります。

なお、ふるさとガンバレ応援寄附金の11月末日収入実績額は、市内寄附分も含め1億6,536万円となっております。

続きまして、議案第269号平成29年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ1,809万8,000円を追加し、予算の総額を18億9,860万4,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをお願いいたします。初めに、歳出ですが、1款1項1目一般管理費70万円の増額は、国民健康保険事業報告システムについてランニングコストの軽減を期待できることから、平成30年度以降国保連によるクラウド環境での提供を選択したため、そのシステム構築にかかわる初期費用を追加するものであります。

8ページをお願いいたします。6款1項1目介護納付金499万9,000円の減額は、納付額の確定によるものです。

10ページをお願いいたします。10款1項3目償還金2,122万2,000円の増額は、平成28年度療養給付費等負担金の確定による過年度国、道、市支払基金支出金等還付金であります。

戻りまして、4ページをお願いいたします。本補正の歳入ですが、給与改定等に伴う一般会計繰入金117万5,000円の増額のほか、繰越金1,692万3,000円の増額は、今回の補正による歳入不足額を補填するため平成28年度決算に基づく剰余金の一部を計上するものであります。

続きまして、議案第270号平成29年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ6万7,000円を追加し、予算の総額を2億3,930万5,000円とするものであります。

裏面の議案書1ページ、第1表、歳入歳出予算補

正をお願いいたします。歳出は、人件費関連として総務管理費6万7,000円を増額するもので、その歳入として平成28年度決算に基づく剰余金の全てを予算計上するため繰越金52万8,000円を増額し、今回の補正による歳入超過額を調整するため他会計繰入金46万1,000円を減額するものであります。

続きまして、議案第271号平成29年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ23万2,000円を追加し、予算の総額を5億7,877万9,000円とするものであります。

裏面の議案書1ページ、第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。歳出は、人件費関連として下水道事業費23万2,000円を増額し、その歳入として平成28年度決算に基づく剰余金の全てを予算計上するため繰越金1,479万1,000円を増額し、今回の補正による歳入超過額を調整するため他会計繰入金1,455万9,000円を減額するものであります。

続きまして、議案第272号平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ9万7,000円を減額し、予算の総額を1,422万5,000円とするものであります。

裏面の議案書1ページ、第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。歳出は、人件費関連として介護予防支援事業費9万7,000円を減額し、その歳入として他会計繰入金を同額補正するものです。

続きまして、議案第273号平成29年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ366万8,000円を追加し、予算の総額を14億6,262万7,000円とするものであります。

事項別明細書10ページをお願いいたします。初めに、歳出ですが、2款2項1目介護予防サービス給付費750万円の増額、12ページ、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費750万円の減額は、平成29年4月から新総合事業の開始により訪問介護及び通所介護は地域支援事業に移行することとなっておりますが、認定時期等により完全移行までに期間を要するため、その間の負担金については従前の介護予防サービス給付費で対応するため予算の組みかえをするものです。

戻りまして、4ページをお願いいたします。本補正の歳入ですが、歳出補正に伴い国庫支出金、道支出金、支払基金交付金をそれぞれ補正するほか、人件費関連及び決算見込みにより一般会計繰入金を350万1,000円増額し、今回の補正による歳入超過額を調整するため介護給付費準備基金繰入金15万円を減額するものです。

続きまして、議案第274号平成29年度赤平市水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。給与改定、人事異動に伴う人件費関連予算の調整及び一部費用を増額するため、第2条で収益的支出の予定額を1,106万4,000円、第3条で経費の金額を623万5,000円増額するものであります。

2ページをお願いいたします。人件費関連以外の費用として、1款1項1目原水及び浄水費216万円の増額は、浄水場内給水ポンプ分解整備と取水場及び浄水場動力費電気料金改定によるものであります。

続きまして、議案第275号平成29年度赤平市病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。給与改定、人事異動に伴う人件費関連予算を調整するため、第2条で収益支出の予定額、第3条で経費の金額を446万5,000円増額するものであります。

以上、議案第268号から第275号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君） 質疑させていただきます。一般会計補正予算のほうの12ページ、13ページでございますが、民生費の中に老人福祉費の中の修繕料ということで、今ほど幸町のほうの修繕ということでありましたが、その内容をもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

また、14ページから15ページにかけまして児童福祉総務費の中で障害児の施設給付費ということで今ご説明あったのですけれども、もう少しその内容を詳しく教えていただきたく思います。

続きまして、20ページから21ページにかけまして地域住宅建設費ということで、公的住宅の整備ということで福栄の8戸の移転ということだったのですけれども、これはその8戸どのような形で移転をされているのか、内容をもう少し詳しく教えていただきたく思います。

続きまして、26ページから27ページなのですが、交流センターみらい費の中で修繕料として防犯カメラのレコーダーというので、修繕という形なのか、何かつけ加えてレコーダーを買う追加なのか、ちょっとその内容を、防犯カメラの購入時期から修繕料に今至るまで少し早いなというふうに感じましたので、そのあたり教えていただきたく思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 最初に、12ページ、13ページの老人福祉費の修繕料22万円の内訳でございますが、寿の家幸町老人クラブのトイレがただいま冬期間使えないような状況となっております。それで、トイレの暖房設備改修、それから玄関ドアも老朽化して、しばれ上がったりして寒気が入り込むということで、玄関ドアの改修と合わせて22万円の増額をお願いしているところでございます。

続きまして、14ページ、15ページの児童福祉総務費の中の扶助費285万4,000円でございますが、児童

発達支援制度の利用者及び利用回数の増でございまして、就学していない障がい児が集団生活訓練のために通うため必要な経費でございまして、対象児童は2名の増加、そして利用回数は週5日を予定しております。それに伴う費用の増でございまして、

以上です。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 地域住宅建設費の補償補填及び賠償金の補償金ですが、これにつきましては対象団地が集約団地の移転となっております、11号棟ができましたことから1件15万円掛ける8件分ということで120万円を見ております。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 交流センターみらい費の修繕料の関係でありますけれども、交流センターみらいには防犯カメラが15台ございまして、その15台のカメラに対して録画するためのレコーダシステムというのがあります、これが平成11年開設時からありますけれども、このたび2回目の録画システムの修繕ということで、故障いたしましたので、そのための補正予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 今ほどお答えいただきました公的住宅の整備のことだったのですけれども、こちらのほうは対象となる方たちというのは全員また同じ形で移動されているということでよろしかったですね。同じ場所にというか、市内の福栄のところでも皆さん移動されているということでよろしかったでしょうか。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 今のところ集約団地からの移動ということを考えております。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） まだその内容は決まってはいないところもあるということなんでしょうか。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 全部埋まりましたら決まると思いますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） まず、6ページから7ページです。2款1項14目市民生活費、節11需用費、修繕料50万円の増額についてです。各コミュニティセンター、町内会館の緊急修繕の見込み額という説明だったと思いますが、市民要求に沿ったものなのかどうかというのを1点お伺いしたい。

続きまして、12ページから13ページ、今ほどありましたが、3款1項3目老人福祉費、節11需用費、修繕料22万円の増額、幸町の老人クラブなのですが、暖房とドアということでしたが、先日伺ったときに聞いたら地域住民の方はドアを直してほしいわけではないのだと、トイレなのだということをおっしゃっていたのです。ドアがついたらどうなるということをはなかなか理解得られていない状況なのかなということがあったので、その説明はちゃんとされているのかどうかというのを確認したいです。

それと、次が16、17ページ、4款2項2目じん芥処理場費、節11需用費、修繕料100万円の増額、進入用道路の沈みを改修という提案説明でしたけれども、工事進捗状況、平成29年8月31日現在のもの、9月議会のものですけれども、じん芥処理場施設整備工事進入用道路新設工事、これが8月30日完成となっていたのですが、また新たに何かがあったのか、緊急なのか、工事が終わってすぐというのがちょっとわからないので、その説明をいただきたい。

それと、議案第269号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、6ページから7ページ、1款1項1目一般管理費、節13の委託料70万円の増額、ランニングコストの軽減が図れるためということでした。その初期経費。試算では、どのくらい軽減されるということがわかっているのかお伺いしたい。

以上、4点お願いいたします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） まず初めに、市民生活費のコミュニティ活動の推進に関してですけれ

ども、これまでもご要望ございまして、順次各集会所、生活館等の修繕をしてきてございます。ただし、これから冬期間を迎え緊急修繕等もあるだろうということで、それを見込みまして今般予算確保のため補正させていただいたというところでございます。

もう一点、じん芥処理場費でございますが、確かに今年度じん芥処理場の進入道路、これを新設したものでございますけれども、どうしてもごみの上ということでございまして、大型車両が通行するとすぐにでこぼこになってしまう状況でございます。そのために固めるために砂利や再生材、これを使いながら、どうしても修繕が必要だということで、その予算を確保させていただいたところでございます。

それと、国民健康保険特別会計のほうの国民健康保険事業報告システムの改修委託の関係でございますけれども、国保連の国民健康保険事業報告システム、このクラウド化によりますランニングコストの削減につきましては、主に制度改正等があった場合のシステム改修に係る費用の削減が見込まれるというふうに考えてございます。ただし、毎年実施してございますシステムの保守に係る費用につきましては、これまでのシステムとほぼ同程度の負担ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 12ページ、13ページ、老人福祉費の修繕料についてお答えいたします。

幸町老人クラブについてのトイレの改修でございますが、これは町内会の要望を聞きながら、また町内会役員、会長を初め役員の方の立ち会いのもと現場を確認し、説明をして今回提案させていただいたところでございます。可決された折には再度町内会に対して丁寧な説明をし、了解を得てまいりたいと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） まず、幸町の件は、町内会はトイレを改修してほしいということだったのです。ただ、トイレの改修という希望はかなわなかったけ



れどもというところまでは理解されていると思うのです。ただ、ドアによってどうなるということが多分理解されていないと思いますので、そこの説明をしっかりと納得いただく必要があるということで指摘をしました。

6 ページ、7 ページのところ、市民生活費のところなのですが、これは一般会計補正予算（第3号）において需用費133万円あったものを減額し、町内会所有施設等整備事業補助金にそのまま増額した経緯があると思うのです。冬に向かってまたお金が必要になったというのは理解できますが、だったら減額する必要なかったと思いますし、そちらの町内会所有施設整備事業補助金で対応できないものなのか、そこを1点確認したいと思います。

それと、じん芥処理場のところは、季節的なものもあったのかなという答弁で聞きましたが、大型が通るのは、大型が通るための道路ですよ。ですから、すぐぼこぼこになって、また工事というのは少々納得がいきません。やはり新設工事と言っている以上は、きちっとした工事でその後お金がかからないようになるのが普通ではないかというふうに思います。

ランニングコストについては理解しました。

1点だけ、市民生活費の減額したのだけれども、また増額というところだけもう一度聞きたいと思います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 前回の減額につきましては、どうしても市で所有している公共施設、これの集会施設等に関しましてはこの修繕料で行います。ただし、同じ町内会でありまして町内会所有の会館、これに関しましては補助金等でやりますので、要望があった分修繕料から補助金のほうに移行しまして、町内会所有の町内会館の修繕をさせていただいたというところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第268号、第269号、第270号、第271号、第272号、第273号、第274号、第275号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第268号、第269号、第270号、第271号、第272号、第273号、第274号、第275号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第268号、第269号、第270号、第271号、第272号、第273号、第274号、第275号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第21 議案第279号赤平市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 議案第279号赤平市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきまして、赤平市議会会議規則第14条の規定により、多数賛成者の署名を付してご提案申

し上げます。

第3条第2項、議会運営委員会委員の定数を6名から5名に改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年12月15日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第279号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第279号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第279号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（北市勲君） 日程第22 選挙第16号滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

滝川地区広域消防事務組合議会議員に竹村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました竹村議員を滝川地区広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹村議員が滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました竹村議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長（北市勲君） 日程第23 意見書案第54号教職員の長時間労働是正を求める意見書、日程第24 意見書案第55号日本国憲法第9条改正に反対する意見書、日程第25 意見書案第56号森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を果たすことを求める意見書、日程第26 意見書案第57号消費税10%への増税中止を求める意見書、日程第27 意見書案第58号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。竹村議員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありません

か。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第54号、第55号、第56号、第57号、第58号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第54号、第55号、第56号、第57号、第58号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

最初に、意見書案第54号教職員の長時間労働是正を求める意見書について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(北市勲君) 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、意見書案第55号日本国憲法第9条改正に反対する意見書について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(北市勲君) 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、意見書案第56号森友・加計学園の疑惑の徹底説明と説明責任を果たすことを求める意見書について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(北市勲君) 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、意見書案第57号消費税10%への増税中止を求める意見書について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(北市勲君) 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、意見書案第58号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長(北市勲君) 日程第28 議席の一部変更についてを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思っております。議席番号8番に御家瀬議員、9番に北市議員にそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、ただいま変更した議席の適用については、次期の議会からといたします。

---

○議長(北市勲君) 日程第29 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北市勲君） 日程第30 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につき会議規則第108条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年赤平市議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 2時13分 閉 会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)